

## 平成13年9月12日(水曜日)第3回定例会

## 出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

## 欠席議員(0名)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	兼子俊弥	会計課長補佐
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会 事務局長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員 事務局長
柴崎裕一	農業委員会 事務局長補佐		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成13年9月第3回定例会

議事日程第2号

平成13年9月12日(水)

再開

日程第1 一般質問

散会

第3回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

佐藤 清議長 おはようございます。これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

## 一般質問

佐藤 清議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

## 一般質問通告書

平成13年9月12日(水)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	行政問題について	「小泉バブル」と地方行政の対応について	9番 伊藤 忠 男	市 長
2	市立病院の医薬分業について	医薬分業における院外処方せん発行について オーダーリングシステムの採用について	8番 鈴木 賢 也	市 長
3	生活排水路における年間通水について	生活排水路における9月から5月までの期間の通水について	8番 鈴木 賢 也	市 長
4	商工業の活性化について	中心市街地の活性化対策について パックドール(株)の民事再生法申請にともなう本市への影響について	15番 伊藤 諭	市 長
5	インターネットを活用した行政の推進について	ホームページの充実とインターネットを使った情報公開の促進について		市 長

6	学童保育について	未実施の学区にも学童保育の実施を求める声がある。市は積極的な支援を行うとともに、既に実施しているところにも内容の充実に対して支援を強化すべきと思うがどうか	16番 佐藤 暘子	市長
7	幼児学級廃止について	教育委員会は平成2年2月に「幼児教育のあり方について」の指針を出している。今回行革の中で幼児学級を廃止しようとしているが、この指針と矛盾するのではないか 幼児学級は住民の意志を尊重し、強引な廃止はすべきでないと思うがどうか		教育委員長
8	30人学級の実施について	県は2～3年後には県内の各小中学校に30人学級を実施すると発表した。これを受けて寒河江市でも早急に実施にふみ切るべきと思うがどうか		教育委員長
9	産業廃棄物処理について	農業用使用済プラスチックリサイクルについて	11番 高橋 勝文	市長

## 伊藤忠男議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 1 番について、9 番伊藤忠男議員。

〔9 番 伊藤忠男議員 登壇〕

伊藤忠男議員 おはようございます。

質問の前に、米国におけるテロ事件により大勢の犠牲が出ているようであります。心から哀悼を捧げたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

私は、緑政会の一員として、また寒河江市を愛し、誇りに思い、佐藤市政を信頼している大勢の市民が国と地方関係が「小泉改革」で争点になっている地方交付税交付金、権限、財源、税源の移譲、不良債権処理に伴う「小泉バブル」、「小泉ボンド」などなど、地方自治体を取り巻く環境の変化を心配し、相談に見えられております。相談に見えられた市民を代表し、通告番号 1 番、「小泉バブルと地方行政の対応」について御質問、御提言申し上げ、市長の御見解をお伺いいたします。

デフレスパイラル、すなわち物価が下落し、物価下落は売り上げ減少となり、売り上げ減少は利益減少を来し、利益減少はリストラ、すなわち雇用減少を来し、結果として「価格の加速的下落」を引き起こす悪循環であります。

デフレ経済の原因を追ってみますと、1989 年 11 月ベルリンの壁が撤去され、1 カ月後には東証株価が天井を打ちバブル崩壊の始まりであります。これを境に「土地本位制」は崩れ、不良債権の膨れ上がりの始まりであります。ボーダーレス経済、ボーダーレス価格革命の始まりであり、各国の経済政策の自由を奪い始め、資本も物もサービスも国境を越えて自由に行き来する経済社会では、政策効果は国境にてしり抜けとなり、日本では 10 年間で 100 兆円以上の公共工事などなどにつぎ込んで、ざるに水を注ぐような結果となったことは皆様も御存じのとおりであります。

1989 年、ベルリンの壁の撤去と同時に、社会主義政権にかわって登場した旧東側諸国の新政権は、資本主義経済の仕組みや制度を導入し、西側市場に参入したことであります。参入すれば自分たちも西側先進諸国並みの豊かな生活ができると思ったことであります。ところが、彼らは大切なことを見落としておりました。資本主義経済社会では何かを売らなければ対価としてお金を手にすることができないという、単純であるが資本主義社会の原則を見落としていたことであります。彼らにあるのは労働力を売ることであり、しかもあり余る低賃金労働力であります。これに目をつけた西側資本は直接投資のラッシュを行い、続々と工場を建設し、低価格商品の生産ラッシュであります。

これに一段とだめ押ししたのが中国であります。この巨大な中国は、社会主義政治体制を維持しながら市場主義の経済運営を導入し、小平氏により深・地区を自由市場経済開放区として開放し、今や深・地区は人口 500 万人、人口平均年齢が 27 歳と考えられないほど若く、人口の 80% の人が家電、電子、通信機器部品生産に従事していると言われております。賃金は日本の 20 分の 1 と言われ、深・地区労働賃金は月 8,000 円で、深・地区以外の中国労働者賃金は月 4,000 円で、深・地区は 2 倍であり、続々と若い労働者が押しかけ、他地区より流入防止策として居住制限法をとっておりましたが、去る 6 月朱鎔基首相により解禁が打ち出され、自由区の設定増加とあわせ、ますます低価格商品が生産されるだろうとの見通しであります。

1989 年の世界人口は約 54 億人、そのうち 20 億人強が東側諸国の人口と言われ、西側市場にとってみれば、従業員 30 人の会社にある日突然に 20 人の労働者が「給料は 10 分の 1 で結構ですから働かせてください」と言って押しかけてきたと同じ状況であります。低賃金で生産された製品がなだれを打って入ってくる、つくるのはだれかといったら日本を初めとする先進諸国のメーカーであります。日本国内の製品が太刀打ちできない

のは火を見るより明らかであります。ありとあらゆる商品分野で物価はどんどん下がる、ポードレス経済時代その本質は、大供給過剰下のデフレ時代であり、世界規模での激しい価格革命であり、理論的には 20 億人分の労働力供給過剰が何らかの形で解消しない限り、このデフレ圧力は消えないと言われております。

加えて、中国人口 12 億 5,000 万人、日本の約 10 倍の人口を有し、1978 年、鄧小平氏の経済改革開放政策により悪かろう安かろう時代は過ぎ、今や中国製品は世界の価格、そして世界の品質をつくとするまでに成長し、2001 年の今年で携帯電話ではアジアのトップになるなど、IT 関連製品、素材などの分野で世界の工場と言われるまでに成長している現実であります。

2000 年の消費者物価は前年比マイナス 0.7%、物価引き下げに寄与した主なる製品別比率を見ると最も大きいのは農水畜産物のマイナス 0.42%、工業製品はマイナス 0.22%であります。下落の主なる原因は輸入価格の下落であり、農水畜産物関連の中で野菜輸入数量全体のシェアを見ると中国は 47.4%でトップであります。98 年ではネギは前年の 2 倍、キャベツは 22 倍、2000 年ではネギはさらに 2 倍、キャベツは 4 割ダウンしておりますが、2000 年におけるネギもキャベツも市場価格では 3 割も下落している現実であります。

農水関連については同僚議員の高橋勝文議員が取り上げておりますので省略いたしますが、工業製品でも同様であり、日本の機械機器輸入額全体の中でアジアの占めるシェアは 98 年の 38.5%から 2000 年は 49.7%と上昇し、価格は下落を示し、中でも繊維製品は 95 年では 50%のシェアであった中国が 2000 年では 65%までにアップし、2000 年における中国繊維製品輸入価格は、98 年比でマイナス 21%と大幅に下落している現状であります。

2 年続きの消費者物価下落、デフレ経済の起因は中国からの輸入品の低価格が主因と言われるゆえんであります。なぜ中国からの輸入が伸びているのか、重要なかぎは朱鎔基首相による国有企業改革に伴う品質や生産性の大幅向上であります。農業問題で言えば、「日本の農民はこんなにお人よしだった」の表現で大きな話題となった日本の種苗会社が種を中国に販売し、栽培技術、品質管理、日本人の消費者嗜好まで徹底指導を朱鎔基首相のもとに積極的に取り入れられたことが主因だと言われております。

消費者物価下落は物価全体へのインパクトはそれほどでもないが、国内卸売物価や企業向けサービス価格の下落、そして地価下落が大きく問題視されております。企業向けサービス価格の下落とは情報通信関連の技術進歩と規制緩和であります。具体的に言えば光ファイバーやデジタル携帯電話の導入による通信コストの料金低下であります。

一方、地価下落の波及の一例を挙げれば、外食の価格低下、これは生鮮食品などの材料費下落もあるが、地価下落による出店コストが下がったことが一番大きいと言われております。

1990 年から 1998 年の間のいわゆるバブル崩壊で、消失した株式、土地資産額は日本全体で約 1,300 兆円と言われ、世界史上最大の資産デフレであります。家計、企業、銀行、さらに政府、自治体に下方圧力を加え続けている今日であります。資産デフレの巨大なデフレ圧力、供給面では冷戦終えんに伴う世界的大競争のポードレス経済、加えて米国を主導とする IT 革命の津波、今なお残る資産デフレのウミは、不良債権として金融システムに残存する日本、日本の労働コスト、地価水準は国際的に割高であり、執拗に下方圧力の続けられている今日、ポードレス経済時代で大競争状況への体制適応が整うまで数年はかかるだろうと言われております。

日本古来の土地本位制を崩壊させ、1,300 兆円の資産デフレ、中でも土地バブルは解消したのでしょうか。ある生命保険会社の我が国における「不動産評価の指針である不動産鑑定評価基準」の中で、現況において一番適正であろうと言われる「収益還元法」による算出を見ると、バブル期に形成された実勢地価がどの程度適正地価から乖離したかを見ると、6 大都市の商業地では実勢地価と適正地価の乖離率は 90 年の 517%がピークで、現在では 16%にまで収束してきていると言われております。実勢地価が適正地価に達するには、現在よりさらに 17%低下の 2004 年ごろだろうとの予想であります。経済の変化などにより変動するので一概には言

えないが、この予想よりしますと今後 33%の地価下落であります。

大都市と比較はできないとしても、小泉純一郎首相の人気は不良債権ビジネス業界では隠れた静かな人気であります。いわゆる小泉バブルであります。ある外資系のサービスの社長の言葉「小泉バブルが始まる、忙しくなるぞ。ターゲットはあらゆる自治体も含めてだ」の言葉であります。小泉バブルの仕組みは5月7日の小泉首相の「構造改革なくして日本の再生と発展はない。2ないし3年以内に不良債権の最終処理を目指す」の所信表明であります。サービス、すなわち1999年2月、「債権管理回収業に関する特別措置法」、いわゆるサービス法であります。金融筋によりますと97年より2000年12月まで外国資本が購入した不良債権の総額は簿価で30兆円に上り、買ったたかれにたかれ簿価の10分の1が購入価格であり、外資系のサービスに大幅な利益を上げられております。日本人としてグローバルなボーダーレス経済社会は理解できるとしても、感情的におもしろくないところですが、十数年前は日本人に日本の資本にやられたのは外国の私たちですよの言葉、何か割り切れないところでもあります。

1999年4月の解禁時には4社だったサービスが現在では53社、2000年12月末における1年間の取り扱いを見てみますと件数で145万9,270件、債権金額にして19兆600億1,831万7,000円、債務者数126万6,966人で、債権回収額が8,097億8,731万7,000円で回収率たったの4.2%で、その差額18兆2,502億3,128万3,000円は、一体どこに消えたのでしょうか。寒河江市の一般会計1カ年の予算150億円としますと何と1,217年分に相当する膨大な金額であります。

1989年ベルリンの壁の撤去より11年間ボーダーレス経済社会、価格革命の推移、変化を申し述べてきましたが、世界的うねりの中での日本、その中での寒河江市という地方自治体を考えるとき、政府の方針に沿った行政執行はある面では当然としても、市民との対話、市民のニーズを的確にとらえ、当市の将来を展望し、大きく発展させ、数々の荣誉ある受賞に輝いた高い行政手腕の佐藤市政に心から敬意を表する一人であります。今後の当市を考え、心配している市民の方々より質問、意見、要望など数多く受けておりますが、市議会議員である以上当然だなと思っているところであります。

ことしの1月、そして去る7月、佐藤市政を高く評価し、信頼なされているある団体の会合にお誘いを受け出席したところ、主なる議題は寒河江市の今後の展望という内容でありました。実感として随分と勉強もしておられますし、自分の住むまちを心から愛し、誇りを持ち、真剣に考えておられ、それぞれ個性ある考えの方もおられましたが、さすが寒河江市民だと思うと同時に、市議会議員としてもっと勉強しろと叱咤激励を受けた感じでありました。

市議会議員としての私個人に対する質問、討論の要点を列記しますと、一つが行政に企業経営感覚を進めるという私のキャッチフレーズの主旨とねらいについて、二つ目、フローラ・SAGAEを市で購入すべきと一般質問で提言したのは伊藤さんと聞く、バブル崩壊の後遺症の一部として理解しているか否かについて、三つ目が小泉バブルの言葉どおり来年のペイオフ解禁とあわせて今後地方の寒河江市にも影響が大と想定されるが、考え方について、四つ目が、市で土地を新たに購入予定と聞いているが、などの質問、考え方を聞かれ、討論したところでありましたが、その皆さんの考え方は駅前再開発、チェリークア・パーク、フローラ・SAGAE等について十分に理解し、賛同してられる方々で、現在の経済状況下での行政の立場も理解されている方々と理解してきたところであります。

バブル崩壊後の世界的経済のうねり、今後の動向について述べてきたところでありますが、私個人としてはデフレ経済、資産デフレ、地価下落が続くと予想されるに加え、来年にはペイオフ解禁年であり、大幅な資金の移動が行われると予想されるところであります。ここ一、二年内に大きな変化が起こり得ると判断しております。

政府は中心市街地、商店街活性化支援を打ち出しているところでありますが、都会の一部では中心市街地と郊外との逆転現象も始まっているところもあると聞いているところであります。サービスが予想する「小泉

バブル」により中心市街地が一段と厳しい状況が先見されますが、万一を予想し、行政で土地購入、開発などについて今後は一段も二段もの慎重さと4万4,000人市民に公平であるか否か、ケース・バイ・ケースで判断すべきと考えますと私の個人の意見を述べてきたところでありますが、市長の御見解をお伺いしたいと思っております。

第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 うんちくを傾けられました御発言、御提言に感謝いたします。

議員がおっしゃるように小泉総理大臣は5月7日の国会における所信表明演説におきまして、御案内のように三つの経済・財政の構造改革を断行すると表明いたしまして、その中でおっしゃられましたように今後2年ないし3年以内に不良債権の最終処理を目指すことといたしておるわけでございます。

不良債権処理というものを経済再生の第一歩と位置づけておるわけでございます。そのことによりまして不良債権を抱えた金融機関というものは新規融資というものを絞ったり、あるいは経済活動を支える金融面の仲介業たる機能というものが働かないというようにもなったり、あるいは成長産業に資金が回らないというような状態を招くとともに、また金融機関は取引先企業の財務状況の洗い直し、そしてまた担保不動産の再評価をやってきているようでございます。不良債権の最終処理が本格化することによりまして、全国的に不良債権化した土地や建物が放出されるケースがふえてくると、このように思うところでございます。

本県並びに本市の場合は土地バブルは少なかったと思っております。そのためにバブル崩壊後におきましても都会のように大幅な地価下落が生じておらず、土地バブルに伴う不良債権が大幅に増加しているという状況にはなっていないと思っておりますが、国土交通省が公共用地の買収価格及び一般の土地取り引きの指標として毎年公示している地価公示によりますと、商業地については本市の場合も全国的な傾向と同様、下落傾向にあるのも事実でございます。

また、中心市街地の都市的機能の弱体化ということが全国各地の都市で顕在化しつつございます。活力ある中心市街地への再生というのが大きな課題でございまして、国におきましても都市再生本部というものの設置をさきの所信表明でも述べているところでございます。本市におきましても以前から中心市街地の再生に向けた諸施策を取り込んだり、整備に向けて実施しておるわけでございます。都市計画道路の整備、駅前地区の市街地整備事業等に積極的に取り組んでおるところでございます。これらの一層の促進を図るにつきましては、都市施設及び商業施設等の集積というものを高めていくなどの所期の目的達成には中心市街地における有効な、また必要な土地の利用というものを考慮することが求められているものと思っております。

しかしながら、そういう中にありまして御質問にもありましたように市が土地を購入する場合におきましては、市民から単に売却される土地が発生したから購入したのではないかというようなことがあってはならないと考えております。本市におきましては、土地利用計画及び市のビジョンに沿って、公共施設用地の利用計画の策定及び取得するに当たりましては土地利用検討委員会を設置して検討いたしております。この中で市が土地を購入する場合には、本市振興計画に示された事業の具現化を図り、魅力あるまちづくりを推進する観点からその妥当性を検討しておるところでございます。

これまでの土地の購入に際しましてもその都度、この土地利用検討委員会で検討し、魅力あるまちづくりを推進するのに必要である用地または市の事務事業を執行する上で特に必要であるという結論に達したものを購入してまいったところでございます。最近の市街地での用地の取得について申し上げますと、フローラ・SAGAEにつきましては、中心市街地の真ん中にあの大きな空ビルが生じることになれば、周囲の商店街や駅前開発に悪影響を及ぼすとともにまちのイメージが大幅にダウンすることが憂慮されること、また市民が気軽に集える公共施設の機能も付加することで中心市街地をよりにぎわいのあるものにしたいということからビルを取得し整備を進めたものでございます。現在、フローラ・SAGAEは多くの市民から利用され活況を呈しておりまして、フローラの整備につきましては、多くの市民から好評を得ているものと思っております。

ハートフルセンターに隣接する土地については駐車場が不足し、利用者に不便を来している状況にかんがみ、隣接するまとまった土地は、この機会を逃せば取得できなくなるのではないかとということで、ぜひ取得すべき

だとの結論に基づき購入したものでございます。今後、仮に売却される土地がふえるようなことがあったにしても、市での購入に当たりましては将来のまちづくりをも考慮しつつ、これまで同様土地利用検討委員会に諮り検討いたすとともに、きちんとした行政目的のもとに対処し、市民の理解を得た上で対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 伊藤忠男議員。

伊藤忠男議員 質問の主旨を御理解していただきまして、御回答いただきましてありがとうございました。

2 問に入りますが、市民の大きな話題は二つだなというふうに今言われております。一つは小泉バブルのいわゆる不良債権処理は避けて通れないだろうということであります。その時点での行政がどうするかと、これがやはり大きい問題だろうと。そして、もう 1 点が、来年 4 月の解禁によるペイオフとそれに対する行政の対応だろうというふうに今話題になっております。

ペイオフについては 11 年 12 月議会で御提言申し上げておりますので簡単に申し上げますが、今地方自治体で金融機関に預けている公金は全体で 20 兆円というふうに言われています。内訳を見ますと制度融資にかかわる預託金が 4 兆 7,240 億円、社会福祉などの各種積立基金が 8 兆 1,420 億円、歳計現金が 5 兆 360 億円となっております。当然として寒河江市でも制度融資があるわけですから預託金はとっているということだろうと思います。

今そのペイオフ解禁に伴ってある地方自治体では預託金を廃止して、制度融資残高の約 0.5% を補助金として支払う「利子補給方式」、あるいは自己資本比率 10% 未満の金融機関には預金しないと、これによって大きな問題となっております。結果として地方自治体はその金融機関の首を絞めかねない、いわゆる風評の恐ろしさだなというふうにとらえているところであります。心配されている市民の大勢の人は、市長はやはり佐藤誠六氏以外にはいないという信頼、あるいは支援している方なんですが、そういう方たちが大勢いられるだけに、このペイオフに対する地方自治体の対応が非常に問題だなというふうに心配なされているようでございますので、くれぐれも慎重なる行政執行をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## 鈴木賢也議員の質問

佐藤 清議長 次に、通告番号 2 番、3 番について、8 番鈴木賢也議員

〔8 番 鈴木賢也議員 登壇〕

鈴木賢也議員 緑政会の一員として通告番号 2 番、市立病院の医薬分業について、3 番、生活排水路における年間通水について、質問、提言させていただきます。

今日、県内の病院の多くが院外処方せんを発行し、患者は自分の選んだ薬局で調剤してもらって薬を服用しております。これは医薬分業というスタイルで、日本では既に明治の初期に制度化されております。そもそも医薬分業という制度は、1240 年にローマ帝国のフリードリヒ二世が医薬令を公布して、医と薬を分離して医師の薬局所有を禁じたのであります。これはフリードリヒ二世が毒殺されるのを極度に警戒したからだと言われております。

我が国では昔から医師が診断し、それに合った薬を患者を直接渡すのが当たり前のこととして行われてきました。しかし、今日の医療の現状を見ますと医薬品の数は膨大な数に上り、またその作用も強いものが多く出ていると聞いております。また、患者側も保険医療のおかげで気軽に受診できるわけですが、その結果、多科受診や複数の医院を回る患者も多く見られ、そしてせっかくいただいた薬もデータによれば 3 割以上が服用されないで放棄されていると聞いております。また、多くの薬を一緒に服用することによって思わぬ副作用を生じていることがたびたび報道されております。

院外処方せんが発行されれば、患者は病院から薬局に行かなければならないというわずらわしさ、また、負担金が少しふえるというデメリットがあるとされております。しかし、かかりつけの薬局を持つことによって薬について詳しい説明が受けられます。そのことによって自分で勝手に服用していたのが、薬を理解することによって医師の指示されたとおりきちんと服用することになります。また、相互作用、重複投薬のチェックにより副作用を未然に防止することもできます。デメリットの何倍にもメリットが患者にもたらされております。

また、病院にとりましてもさまざまなメリットが期待できます。既に県立病院はすべて院外処方せんとなったわけですが、先日の新聞にも院外処方せんを発行することによって経済的メリットが少なくなかったと報じられております。また、薬剤師が病棟業務に参画することによって、入院患者に対してより適切な服薬指導がなされるものと思います。さらに薬の在庫は大幅に減るでしょうし、新薬の採用も今まで以上にスムーズになされることと思います。

院外処方せんに移行するに当たって各県立病院では、オーダーリングシステムというのが採用されております。市立病院でも今年度オーダーリングシステムを導入する準備をしているようですが、これは医師がコンピューター端末を操作しなければなりません。そのため、ある県立病院では診察は 1 分、処方せんを出すのに 15 分も端末操作にかかっていると聞いております。極端な例かと思いますが、コンピューター導入に当たっては、医師の負担を今までよりも減らすという工夫と十分な準備が必要と強く思っております。市立病院でも医薬分業を新制整備検討する時期に来ておるのではないかと。

また、これは厳しいことですが、雇用打開の見地からも公的において仕事をふやすことになるのではないかと思います。医薬分業、オーダーリングシステムによるしくをお願いしたいと思っております。

農業生活用排水路については、12 年 9 月議会において一般質問させていただきました。市長からは誠実なる答弁をいただき、まことにありがとうございました。

本市は、「花と緑、せせらぎ」をまちづくりの主要なテーマとしております。二の堰や沼川など市街地を流れる河川や水路は、その歴史的な背景や市街地の形成に応じた整備を進め、潤いとゆとりある環境の創出と親

水性の向上に努め、農業用排水路についてはその機能と維持と確保に努めながら、景観に配慮した整備を図っております。同時に、都市排水における雨水排水についても積極的な整備を図っていくことが市の国土利用の基本方向であります。河川の清流化など、地域住民の水に対する啓蒙を図っていかねばならないことを9月議会で申し上げました。今年度昭和堰頭首工整備が完了することに心から感謝と敬意を表します。また、高松堰頭首工整備がいち早く完了することを願うものであります。頭首工完了により市民は念願の年間通水、特に9月から5月までの通水を切に願っております。

また、通水は融雪に対する効果も大であります。この点からもぜひ実現してほしいものであります。河北町の大堰土地改良区では住民との水使用協定ができているとお聞きしております。市民の方も通水に対して負担率、住民負担も考えなければならぬと思っております。

以上、申し上げた点について当局のお考えをお願いしたいと思います。

終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、医薬分業についてでございます。

御案内のように医薬分業とは医療機関の医師が作成した処方せんに基づきまして、院外の薬局の薬剤師が調剤し、患者に治療薬を提供することでございます。医療機関と薬局が独立性を保ち、おのおのの専門分野でそれぞれの機能を発揮することによりまして、医療行為の有効性と安全性の確保、医療の質的向上が図られると言われており、いわゆる「薬漬け医療」の防止やら医療費削減などに効果が高いと言われております。

厚生労働省は、6月下旬に平成11年度の国民医療費を発表しましたが、その額は30兆9,337億円で、前年度比3.7%の増加となりました。1990年代、いわゆる平成2年から平成11年まででございますが、この10年間の日本の経済成長率は年平均1.6%ございましたが、国民医療費は約3倍の年平均4.6%の伸びを示してきております。こうしたことから、世界に冠たる日本の医療保険制度の崩壊の危機が叫ばれ、国、厚生労働省は医療費の抑制や保険制度の改正など、さまざまな施策を展開してきましたが、医薬分業は医療費抑制策の有効な手段の一つとして推進されてきたものでございます。

具体的には院外処方の処方せん料の引き上げや薬価基準の引き下げによる薬価差益の大幅な縮小など、医薬分業を誘導する制度改正が行われ、医療機関でも徐々に実施している現状にございまして、平成12年度の全国の分業実施率は39.5%となっております。県内におきましては、主な病院62施設のうち22施設で実施され、県全体の平成12年度の実施率は39.1%となっております。市内でも診療所30施設のうち6施設で実施されているようでございます。

御指摘いただいたとおり医薬分業の長所につきましては、保険調剤薬局の患者さんごとの薬歴管理による適切かつ安全な治療薬提供の実現、医療機関の薬剤管理部門の軽減などが上げられておりますし、短所につきましては、現行の診療報酬制度では患者さんの医療費の支払いが若干増加すること、また、医療機関と保険調剤薬局に二度足を運ばなければならないという不便が生ずることなどが上げられるわけでございます。

既に実施しているところの地域の状況につきましては、患者さんの多くが「かかりつけ薬局」を持っていないために「門前薬局」を利用することから、保険調剤薬局の薬歴管理機能が十分に発揮されていないことや、個々の保険調剤薬局が多種多様な薬剤を確保し、その管理をすることが容易でないことなど、大きな課題を抱えていると聞いているところでございます。

このように医薬分業は、本格的に取り組まれてから日が浅く、未成熟な部分も多く、患者さんと病院、双方にとっての長所を生かすためには保険調剤薬局の立地や必要な薬剤を常時供給できる体制の整備などが求められていると感じているところでございます。

このようなことから、医薬分業を市立病院に取り入れることにつきましては、薬価基準改定や関係団体の動向などを考慮し、今後さらに検討させていただきたいと考えているところでございます。

次に、オーダーリングシステムでございますが、御案内のようにオーダーリングシステムとは、医師が診察の際に行う医療上の処置、検査の指示、処方せんの発行などについて、手書き伝票などによるところの持ち運びの伝達から、コンピューターによるデータ送信にかえるものでございます。受信側の院内の各部署のシステムをあわせて構築し、それらを結ぶことによりまして送信されたデータが院内の各部署に瞬時に伝わることとなりまして、病院の業務改善や患者さんの待ち時間短縮などに有効な手法であると言われております。なお、これらのシステムを総称して「医療情報処理システム」と呼ばれているようでございます。

本市立病院では、これまで業務改善を図るために患者の受け付け、会計の処理などを行う医事システム、それから錠剤の自動分包、そして薬袋の印字などを行う調剤システムを導入してきたところでございます。今年

度につきましては、御案内のように「医療情報処理システム」を導入することとしており、年度内に新システムに移行するために医事、調剤システムの更新を初め、各種検査に関するデータを統合処理する検査システム、給食に関するさまざまなデータを処理する給食システム、処方、検査、入退院による患者移動などの情報を発生源から各システムに送信し、ネットワークを形成するオーダーリングシステムの構築作業に取り組んでいるところでございます。

先ほど御指摘いただいたとおり新しいシステムへの移行に当たって混乱を来した病院もあると聞いておりますので、市立病院の医療情報処理システムへの移行につきましては、各システムの稼働開始を段階的に行うことや、パソコン操作に習熟した医療事務従事者を入力補助者として配置することなどによりまして、混乱を来さないよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、年間通水のことについてお尋ねがございました。お答えいたします。

農業用水は、基本的には田畑をかんがいするためのもので、9月中旬以降は非かんがい期となるために通常は落水するものであります。しかし、農業用水路に生活排水が入っている現状から、農業用水が落水すれば水の流れが悪くなり、農業用水路をも汚してしまうのが実情でございます。このようなことから、市におきましては昭和62年に農業用水路の管理者でありますところの土地改良区と協議をしながら、二の堰幹線水路の八鍬地区から沼川との交差点までの区間や、その支線である北堰や家浦堰などについてはできる限り年間を通して通水することにしているところでございます。

しかしながら、水質障害対策事業や平成元年から6年までの水環境整備事業、そして平成11年からの国営かんがい排水事業による昭和堰頭首工の工事や寒河江川サイホン工事などによりまして冬期間は断水せざるを得ない状況でございました。

その後、工事も順調に進み、完成間近となりますし、地域用水環境整備事業で取り込んでいる石持地内の幹線水路工事も11月末ごろには完成することといたしておりますので、平成14年1月には通年通水できるようにしていきたいと関係機関と協議をしているところでございます。

さらに、沼川との交差点から元町、島地区に向けての下流部分については、屋根からの落雪による水路閉鎖のおそれがある区間がありますので、水管理が難しく、落水後は断水しているのが現状であります。どのような解決策があるか、土地改良区と協議してまいりたいと考えておりますが、難しい状況にあると思っております。

また、高松堰の幹線水路につきましては、非かんがい期はでき得る限り通水に努めているところではございますが、冬季間については特に西覚寺地内の除雪や西覚寺地内から平野山のすそ、木ノ沢に至るところの水路、さらに金谷集落内は勾配が緩いことなどから、通年通水はなかなか難しいことだと思っております。

歴史的にも水とは深いかわりのある中で、農業用水路が日常生活に欠くことのできない重要な役割を持っているものであり、通年通水を初めとしてこれらの施設を有効に活かしながら、今後ともうるおいのあるまちづくりに一層努力してまいりたいと考えております。

以上です。

佐藤 清議長 鈴木賢也議員。

鈴木賢也議員 どうもありがとうございました。

やはり院外処方せんを行うに当たって、朝日新聞などにもいろいろ問題が載りまして、薬剤師と患者の問題とかいろいろな問題が残っています。また、お年寄りが大変だということも載っておりますし、これから実施するに当たってやはりいろいろ検討していただきまして、寒河江市ならではの十分な準備をしていただきまして、寒河江市ならではのシステムを確立していただきまして、そしてやはり県の 1998 年に作成した 2005 年までに半分以上の医療機関が院外処方せんを発行することを目指しているということでございますので、そうあせらないでも十分な検討をしていただきまして、実施していただくようお願いしたいと思います。

また、通水の方も 14 年に一部年間通水するということでございますので、少しずつでも地区ごとに通水できますよう頑張ってくださいまして、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

## 伊藤 諭議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 4 番、5 番について、15 番伊藤 諭議員。

〔15 番 伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 私は、社会民主党・市民連合と通告している課題に関心を持っている市民を代表し質問を行いますので、市長の誠意ある答弁をお願いするものであります。

最初に、通告番号 4 番、商工業の活性化についてであります。

中心市街地の活性化については、これまで私を初め同僚議員も何回か質問をしてきました。現在、駅前区画整理事業については仮換地も関係者の努力と協力により 9 割以上決定され、順次店舗や住宅の建設が始まっています。この区画整理事業の成否のかぎを握っているのがまち全体の魅力を出せるかどうかにかかっていると思います。確かに区画整理事業を行ったまちは家並みやデザインが統一され、整然としてきれいであります。しかし、それだけでは「仏つくって魂入れず」のことわざのとおり、形だけが整っているが活力のないまちになってしまいます。活力あるまちづくりはまちの魅力、人を引きつける魅力であります。あの商店街へ行ってみたい、あの店へもう一度行ってみたいという魅力をどうつくるかであります。新しい駅前の商店街はこうした人を引きつける魅力あるまち、商店街として生まれ変わるのかどうか、全市民が関心を持って見つめていると思います。

もとより市当局及び関係者はそうした魅力のあるまち、魅力ある商店街を目指して今まで頑張ってきたものと思います。しかし、私が今まで指摘し改善や検討を求めてきた何点かの課題があります。こうした課題がどうなったのか質問をしたいと思います。

市長は、駅前商店街の活性化の柱として「ワンストップショッピングができる専門店がそろそろ商店街にしたい」と述べてきました。ワンストップショッピングを可能にするためには消費者の要望、要求を満たす多種多様な店舗がなければなりません。そのためには私は市の内外から新しい店舗を誘致する必要があることを提案してきました。市長も店舗の誘致の必要性を認め、具体的な手だてを講じていく考えを示したのであります。このことを踏まえ 3 点について質問します。

第 1 は、駅前商店街へ新たに進出した店舗はあったのか。あったとすればどのような業種で何店舗あったのか伺います。

第 2 に、区域内から撤退した店舗、廃業した店舗などもあったと思いますが、新たに進出した店舗や撤退や廃業した店舗などを差し引いて、区画整理事業を行う前と仮換地指定後の現在の店舗数はどのように変化したのか伺います。

第 3 に、駅前商店街にかかわらず中心商店街へ新たに進出しようとする店舗を促進するための対策としてどのような対策を考えているのか、具体的に伺いたいと思います。

次に、商店街の活性化にとって魅力ある商店街の形成とともに、重要なことは消費者人口の問題です。魅力ある商店街をつくっても商店街周辺の人口が減少しては、せっかくのまちづくりが生かされません。商店街の売り上げにも影響してくると思います。区画内の定住人口を確保するための集合住宅、マンション・アパート建設について昨年の 6 月議会において市長は「住宅ゾーンを想定している街区の中に新たなアパートやマンションの集合住宅の建設が可能でありますので、ある程度は整備されるのではないかと考えております」と答弁していますが、現在、どのような状況になっているのかお尋ねします。さらに、集合住宅の建設が困難な場合、区画整理内の定住者の人口はどのように変化するのかあわせてお尋ねします。

駅前商店街の活性化についてはこのようにまだ多くの課題があると思います。こうした現状を見ると、区画整理事業が駅前商店街の活性化に本当につながるのか心配するものであります。市長はこうした現状を踏ま

え、駅前商店街の活性化についてどのような見解をお持ちなのかお伺いしたいと思います。

区画整理事業について、もう1点だけお尋ねしますが、みこし会館の問題です。

みこし会館建設については今までも話としては出ていました。しかし、市長は図書館分室や地区公民館などの複合施設建設の要望に対して、一貫して箱物の建設については否定的な態度をとってきました。昨年の6月議会においてもみこし会館建設について質問をしましたが、答弁がありませんでした。だれしものがみこし会館建設は考えていないのだなと思ったと思います。ところが、最近、みこし蔵建設が決まったとの話を聞きました。それが本当だとすればみこし蔵建設に至った経緯、建設の時期、建設主体、管理運営など概要についてお伺いします。

次に、フローラ・SAGAEがオープンして1年がたちました。フローラ・SAGAEの全体的な営業状況についてどのような状況なのかお尋ねします。中でもチャレンジショップの結果はどうであったのかお伺いをしたいと思います。

また、フローラ・SAGAEに併設されているというか、市民駐車場であります。フローラの休業日も車が多く駐車しております。営業日には駐車スペースを探すのに苦労するときがしばしばです。市民駐車場でありますからいろいろな市民が駐車しているものと思いますが、実態調査など行っているのかお尋ねをしたいと思います。

次に、パックドール株式会社の民事再生法申請に伴う本市への影響についてお伺いいたします。

中国パール販売株式会社及びパックドール株式会社の民事再生法申請に伴う本市への影響は大変大きいものがあると思います。民事再生法申請以降、パックドール株式会社に対して今後の営業や対応などについて調査や話し合いなど行ったのかお尋ねをします。

話し合いを行ったとすればパックドール株式会社の負債総額など判明したのか、また、寒河江市内関係者の負債額などはどうであったのか、わかれば教えていただきたいと思います。

さらに、現在のパックドール株式会社の受注販売など営業状況や従業員の処遇、解雇や賃金への影響などについてどのようになっているのか伺いたいと思います。

また、寒河江市内の下請関連会社などへの営業などに対する影響などは把握しているのか、把握しているとすれば関連下請会社などの営業状況についてお伺いしたいと思います。

次に、通告番号5番、インターネットを活用した行政の推進について質問を行います。

前回の3月議会において同僚議員から「高度情報化社会の対応について」、「IT革命に対応した電子市役所の構築について」など、高度な質問が出されましたが、私は現在本市でも公開しているホームページをもっと充実し、市民が知りたい情報をインターネットを通して公開することを促進すべきであるという視点で何点が提案と質問を行いますので、市長の御見解、考え方を示しいただきたいと思います。

日本は情報化社会、IT革命にアメリカやヨーロッパなどにおくれをとっていると言われております。このため日本においても短期間にIT国家を目指し、IT国家戦略の方針をまとめ、具体的に動き出しています。こうした動きの一つが本市でも実施されているIT講習会であると思います。このIT講習会はパソコンも触ったことのない一般市民がパソコンに触り、パソコンの知識を習得するまたとない機会であり、パソコンやインターネットを広める上で大きな効果があるものと思います。しかし、1回だけの講習会では完全にマスターできない人もいないのではないかと思いますし、今回は受講できなかったが、来年受講したいと思っている人もいないのではないかと思います。また、中級程度の勉強をさらに受講したいと思っている人もいないのではないかと思います。こうした方々の要望にこたえるための対応についてお伺いをします。

1点目は、来年度以降も初級者向けの講習会を継続して実施する計画はあるのかということです。

第2に、初級者向けの講習会を受講した人の相談窓口などアフターケアはどのように考えているのか。

第3に、今後初級以外の中級程度の講習会を考えているのか。

以上、3点について考え方を伺いたいと思います。

やはりIT講習会を実施してそれで終わりでは、せっかくの講習会を生かし切れなかったとは言えないのではないのでしょうか。受講者の実態や要望を分析し、パソコン人口、インターネット人口をふやしていくことに活かしてこそIT講習会の成功と言えるのではないのでしょうか。

そのためには今回の受講者でパソコンを持っている人は何人いたのか、そのうちインターネットをやっている人は、あるいはやっていないが講習会を機にインターネットをやりたい、あるいはパソコンを持っていないがパソコンを購入したい、中級程度の勉強をさらに受講したいなどなど、受講した人の実態や受講後の感想や要望などアンケートなどによる調査は、今後のITの取り組みを行うに当たって大変参考になる重要なことであると思います。こうした調査を行っているとするば調査の概要についてお伺いしたいと思います。

なお、本市の市役所で使われているパソコンの台数は何台あるのか、そのうち個人所有の台数があるとするばそれらについてお尋ねをしたいと思います。

次に、本市のホームページの充実であります、本市のホームページを見ますと大変工夫してある部分もありますが、観光中心のホームページと言わざるを得ません。私は市民がもっと知りたい情報、例えば議会の日程、議会の概要などホームページに載せれば議会に対する関心も高まるものと思いますし、また、駅前区画整理事業やチェリークア・パーク事業など、市が取り組んでいる重要事業の進捗状況などももっと積極的に掲載すべきだと思います。特に駅前再開発事業については駅舎移転工事が始まり、バスの代行運転が始まっています。代行バスの時間表など掲載すればタイムリーなものとなったと思います。

さらに審議会や委員会の開催状況と審議結果の掲載なども市民が知りたい情報であると思います。また、情報公開条例に基づく情報公開の申請で一番多いのが入札結果の情報であるそうですが、入札結果をホームページで公開すれば事務の簡素化にもつながるものと思いますがいかがでしょうか。ホームページの充実について市長の見解をお伺いします。

それから、インターネットの最大の特性、メリットは、世界のどこの国の人ともいながらにして通信ができることでもあります。この最大の特性、メリットをもっと活かすべきであります。つまりインターネットを活用して市政に対する意見や質問をもっと積極的に受けられるようにすべきであると思います。電子メールを生かした市政に対する意見や質問の受け付けと、意見や質問に対する回答も含めてホームページで公開していくことが求められていると思います。こうしたホームページの活用について市長の見解を伺いたいと思います。

最後に、今年度に電子市役所の構築に向けて全庁的な推進体制を立ち上げたいと前回の6月議会で答弁されました。早速8月に第1回の会議が開かれたそうですが、その組織や今後の進め方、こういった内容を検討するのか、概要についてお伺いして第1問とします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

何点かございました。まず、魅力あるにぎわいのある商店街の形成についてでございます。

現在、区画整理事業施行地内には店舗及び事務所がある中で、今後とも営業を継続されていく経営者というものは区画整理後の商店街形成を図る上で中心的役割を担う方々でございます。区画整理におきましては、御案内のようにゾーンごとの専門性というものを高めるため、これらの方々の店舗の土地所有者をそれぞれの業種ごとにショッピングモールゾーン、商業業務ゾーン、飲食ゾーンへ仮換地しております。さらに、駅前の拠点駐車場を含んだ複合ゾーンにつきましては、現在、市と地元地権者と商工会とによる業種、店舗構成についての検討会を行っているところでございます。

今後、ショッピングモールゾーン、商業業務ゾーンについては、駐車場を配置したにぎわいのある楽しい商業地、飲食ゾーンについては沼川沿いに水辺の潤いと趣のある飲食店のかわいさを歩いて楽しめるエリアに、複合ゾーンにつきましては拠点駐車場を配置しまして、共同店舗を中心とした駅前の商業施設の拠点となるエリアを目指し、幅広い年代の方々が利用されるにぎわいと特色のある商店街の形成を促してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、新たな店舗の出店誘導を図るための対策でございますが、本市の中小企業者の経営基盤の確立と近代化を図るために必要な資金を融資いたしまして、産業の振興及び中小企業の経営の安定に資するため設置しておりますところの中小企業振興資金融資制度の融資限度額というものを今年度より 1,000 万円から 1,500 万円に引き上げました。返済についても新たに 6 カ月の据え置き期間を設定するなどの拡充を図ったところでございます。駅前土地区画整理事業施行区域内で店舗等の新築、増改築、駐車場の整備を行う方についても融資を受けやすくしているところでございます。

また、貸店舗対策につきましては、仮換地がほぼ終了したことに伴いまして、貸店舗の計画が立てられる環境が順次整い始めるのを受け、「融資及び貸店舗の借り主に係る意向調査」によりまして、貸店舗の建主の把握を行い、さらに駅前商店街協同組合と一体となり貸店舗の借り主募集や集客を図るためのインターネットホームページを現在作成しているところでございまして、これからも魅力ある個店の集積を図るために努めていきたいと思っております。

店舗の業種ごとの総数についてでございますが、これまで営業してきている方については区画整理後も営業を続けていただけるものと思っておりますし、また先ほどの融資及び貸店舗の借り主に係る意向調査では、新たに貸店舗の建築を考えている方もいるようでございます。今後、区画整理が進み、さらに景観に配慮した美しい魅力ある街なみに整備されることから、市内外の魅力ある店舗の誘導に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、活性化対策に結びつくところの考え方でございますが、駅前中心市街地整備事業につきましては、これまでも何回となくあらゆる場所でお話し申し上げておるわけでございますけれども、21 世紀におけるところの本市のまちの顔といたしまして、魅力とにぎわいのある中心市街地の形成を図るため、区画整理事業というものを基幹事業といたしまして、街なか再生土地区画整理事業、それからまちづくり総合支援事業、中心市街地活性化公園広場整備事業、ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業というものを導入しておりまして、都市施設の充実強化、商業施設の再編などによる都市機能の再構築を進めているところでございます。

また、来年度に開催されるところの第 19 回全国都市緑化やまがた花咲かフェア '02 の来訪者を迎える玄関口としまして、地元関係者皆様の御理解と御協力をいただきながら一層の事業の促進を図っているところでございます。

そういう中で、駅前中心市街地のまちづくりというものは、市内外はもとより、お年寄りから子供まで駅前に来ていただいて、幅広く交流していただけるまちづくりが活性化につながると考えております。このため歩いて楽しい美しい景観のまち、駅前中心市街地らしい他地区にない個性あふれるまちづくりが大事でございます。商店街を含めたところの民有空間と道路・広場などの公共空間の調和ある整備が必要であると考えてきたところでございます。

何にしましても、まちづくりというものは市と商店街等の地元が一体となり進めていくことが重要でございます。これまでに地元組織でありますところの駅前開発検討委員会、駅前商店街協同組合、さらにはまちづくりやグレードアップのための「ふるさとの顔づくり計画策定委員会」、「まちづくり専門部会」を組織いたしまして協議を重ねてまいりました。その中で本市を代表する日本一の「さくらんぼ」、東北一のみこし祭りの「みこし」を公共施設の整備イメージとして取り入れております。

民有空間につきましては、地区計画とまちづくりガイドラインを策定いたしまして、街並み景観に配慮した建築物等の誘導を図り、歩いて楽しい魅力ある美しいまちづくりを進めてきているところでございます。それから、やはりグレードアップしなければならないと思っております。

公共空間につきましては、子供からお年寄りまで集まって交流できる安心で安全な人にやさしいバリアフリーに対応した整備を進めるとともに、都市計画道路などの電線類の地中化を行い、さくらんぼなどをモチーフにしたモニュメントやストリートファニチャーなどの設置を行ってまいりたいと考えております。

また、沼川の水辺空間を活用した親水公園や緑道、人道橋を整備しまして、潤いとやすらぎのあるまちづくりを図ってまいりたいと、このように思っております。

さらには、車社会にも対応するため、市内外の来訪者及び来客を受けとめる駐車場として、核駐車場と（核になるところの駐車場）、核駐車場と2カ所の補完駐車場の整備を行ってまいりたいと思っております。

御案内のように事業地内で第1号の竣工となった丑町橋は寒河江川の自然石を敷き詰めた護岸やふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業により、高欄には市の花つつじと、それから日本一の生産額を誇るバラのレリーフを配置してありまして、白を基調に品格のあるイメージでまとめ、寒河江の顔として変わりつつある街並みと調和した風格のある姿に生まれ変わったものと思っております。

それから、みこし会館のことについての御質問がございました。

駅前エリアはJR、山交など公共交通機関が集まるところの交通結節点でございます。広域からの来訪者を受け入れる市の玄関口で、顔であり、また公園や駅前広場等の広い空間を有し、寒河江市を広く市内外へ紹介できる場所でもあるわけでございます。駅前開発検討委員会などからも御意見が出されておりました寒河江を代表する一つである「みこし」を取り入れた施設を考えてきたところでございます。

また、駅前広場やみこし公園などの広い空間を一体的に整備することにより、各種イベントや祭りの発着地として活用できるのではないかと考えておるところでございます。

整備につきましては、補助事業であるところの「まちづくり総合支援事業」による整備を計画しており、まちづくり専門部会やら神輿会など地元関係者の御意見というのを十分お聞きしてまいり、本年度においては詳細設計を行ってまいりますが、駅前に建設するところの駐車場と一体的な構造でみこしの展示等も考えておるところでございます。

順序が逆になったようでございますが、定住人口のことについてお尋ねがございました。

何にしましても、中心市街地の活性化にはそこに住む人、定住する人がいることが重要であろうと思っております。駅前中心市街地におけるところの定住人口は、一般住宅に住まいする方、店舗または事務所等の併用住宅に住まいする方やアパート、マンションの集合住宅に住まいする方でございます。

マンションの構想につきましては、まちづくりについてのいろいろな意見の中の一つでございます。これまでその可能性、実現性について駅前開発検討委員会において検討していただくとともに、アパートを経営して

こられた地権者に対しましても、個別説明会や補償交渉の際にお願いしてきているところでございます。

今後におきましては、中心市街地は利便性が高く、中心市街地を見ますと新たなマンションが建設されているようでございます。駅前地区はこれからもマンションなどの集合住宅の建設も可能なわけでありまして、新たなまちとしての形があらわれてきておりますので、住みたくなる方や新たに建設していただける方が出てくるのではないかと考えております。

これらのことから魅力あるまちづくりが大切でございますし、市と地元の方々と一体となって取り組んでいく必要があるかと考えております。

次に、フローラ・SAGAEのことについてのお尋ねがございました。

まず、フローラに入居しているチャレンジショップについてでございますが、チャレンジショップは新たに商業者として操業を行ったお店で、フローラにはオープンより4店舗が入居し営業を行っております。フローラのチャレンジショップの場合、市としましても募集段階から新たな創業者の発掘を目指しまして創設したことから、一般のテナントと比較して優遇しながら育成に努めておるわけでございます。

まず、賃料につきましては、一般テナントの7割としておりますし、経営に関する研修の機会を設けているところでございます。したがって、チャレンジショップとして入居できるのは最長で4年間で、その後も営業を続けていく場合には一般テナントとして入居していくこととなります。現在4店舗はそれぞれの営業方針、目標に沿って商売を行ってきており、他のテナントの方々との交わりの中で、商売に関する情報を得ながら商業者として成長を遂げてきております。

そして、4店舗とも今後とも頑張っていきたいという意欲を持って営業を行っているところでありますので、市といたしましても今後とも研修会を開催するなど支援を行ってまいりたいと考えております。

それから、駐車場のことについてのお尋ねがございました。

この本町駐車場は中心市街地に用事のある方が気軽に駐車できる市民駐車場として利用され、連日多くの車が駐車しておるわけでございまして、このため通勤や通学、さらには自宅の駐車場がわりに使用している車の排除を、テナント会とともに繰り返し行うとともに、イベントなどで混雑が予想される場合には、交通整理員を配置するなどしまして対応してきたところでございます。

そして、先ごろできるだけスムーズに駐車でき、駐車場内が運行しやすくするために駐車場ラインの引き直しを行ったところでございます。

このような経過の中で、以前に比較しましてスムーズな運行がなされてきていると考えております。今後とも不適駐車等の排除などを繰り返し行うなど利用しやすい駐車場とすべく努力してまいりたいと思っております。

次に、パックドールのことについてお答えいたします。

パックドールにつきましては、御案内のとおり平成13年7月6日に民事再生手続開始の決定が行われ、現在再生債権の届け出をもとに再生債権の一般調査が行われております。その後、再生債権の確定が行われ、これに基づいて再生計画案が示されることになっております。したがって、負債総額につきましては、現在調査期間中でありまして確定しておりません。

現在の操業状況についてでございますが、パックドールの再生手続開始前と現在の状況につきましては、操業規模、関連企業との取引及び従業員の雇用につきましては、再生手続前とかわらず操業しているとのことでございます。

また、再生手続開始に伴う雇用の不安を解消するため、従業員に対して説明会を開催したとのことでございます。

関連企業への影響につきましては、市内に事業を有する3社を訪問いたしまして聞き取り調査を行ったわけでございますが、全社とも従業員の雇用、取引及び生産への影響は出ておらず、再生手続前と変わらずに

操業しているとのことでありますので、業者からの相談は現在のところ受けておりません。

次に、インターネットのことについてお答えいたします。

本市におきましては、総務省におけますところの「IT講習推進特別交付事業」というものを活用いたしまして、専門の業者に委託の上、5月から11月までの予定でIT講習会を開催しておるわけでございまして、9月10日までに71講座を開催いたしました。募集定員枠1,420名に対し1,067名の方々から申し込みを受けました。

今回の講習会は、初心者向けにパソコンやインターネットの利用等の基礎知識の習得を目指したものでありますが、申し込み受け付けのときや会場で伺ったところでも、インターネットとか電子メールを行ってみたいという受講者が多かったようでございます。また、受講者へのアンケートを見ますと、大方の受講者が目的を達成できた、説明もわかりやすかったと答えておりまして、大変好評のようでございます。市民のITに関する知識、技能レベルの向上に大きく効果があったものと思っておるわけでございまして、今回の講習を修了した方のうち、1回は受講したがまだ理解できないという方につきましては、定員に余裕があれば再度受講していただいておりますし、一歩進んだ文書処理や表計算などの受講希望者には、技術交流プラザの講座を紹介することなども行ってまいりました。

今後ともパソコンなどに関する市民からの相談については、その都度対応してまいりたいと思っております。

また、来年度以降におけるIT講習会については、国の方針はまだ現在示されておりませんが、市民のさらなる知識、技能向上のためには、技術交流プラザで開催している市民パソコン講座とも調整を図りながら少し上位レベルの講習の開催、もしくはソフト別の講習を充実することなども検討してみる必要があるものと思っておるところでございます。

それから、ホームページ等々についてのお尋ねがございまして。

情報通信技術の発展等は目覚ましいものでございまして、私たちの生活の中にまで入ってきております。インターネットを主とした利用者は増加の一途をたどっております。NTTにおいては、本市においてもこの9月末からは大容量の定額通信サービスが開始される予定であるなど、本市内におけるインターネットの利用者はますますふえるのではないかと考えております。

また、パソコンのみならず携帯電話の普及もインターネットの利用に拍車をかけるものであると考えております。

このようなインターネットを利用したホームページというものは、全世界に向けて情報を発信するに極めて便利かつ有効な情報伝達手段でもあるわけでございます。このようなことを踏まえまして、御案内のように本市でも平成10年8月、3年前になるわけでございますが、ホームページを開設し、各課からの情報をもとに提供しておるところでございます。

その提供する内容等につきましては、関係する課の職員で構成するところの「寒河江市ホームページ開設運営庁内連絡会議」で定期的に協議、検討を加えながら、市の観光、物産情報を初め緑化フェアなどのイベント情報や市報の記事、さらには市立病院の紹介などで構成したタイムリーな情報提供や魅力あるページづくりに努めておるわけでございます。

これも情報の更新というものが必要なわけでございまして、市報や生涯学習のまどなどの定期刊行物については発行後直ちに、その他の情報につきましては随時更新を行っております。

昨年9月から本年8月までの1年間で約5万3,400件のアクセス件数がありまして、開設当初から今日までですと9万6,000件余となっておりますような状況でございます。

それから、議会関係やあるいは市の行政情報をホームページでもっと閲覧できるようにするのはどうかというようなお尋ねもございまして。また、電子メールをもっと活用すべきではないかというようなお尋ねもあったわけでございますけれども、インターネットで情報を公開するには改ざんの問題等もあります。今以上に情

報セキュリティというものを高めなければならない場合もありますが、これまでの情報に加え議会の日程等のお知らせなどについてもホームページ開設運営庁内連絡会議に諮りまして、可能なものから提供すべく検討してまいりたいと考えております。

それから、御案内のようにこの10月からは市民サービスのさらなる向上を図るため、本市のホームページ上に申請書等の様式を公開し、市民がインターネットを介して取り出せるようにする、いわゆるダウンロードサービスを新たに開始すべく準備を進めているところであります。申請書用紙などが24時間いつでも入手でき、あらかじめ申請内容を記入の上、窓口に来れるなど市民の利便性がより向上されるものと思っております。

それから、電子メールの活用につきましては、現在においてもトップページ上にアドレスを公開の上、常時、意見・質問等ができるようになっております。質問等があった場合には担当課の方に回付の上、必要なものについては速やかにメールで回答しております。今後におきましても市民の意見や質問を聴取する手段の一つとして取り扱ってまいりたいと思っております。

それから、全庁的な推進体制でございますが、8月に助役を初めとして庁内の関係する課における行政手続事務の類似性を考慮した上で、課長等15名を委員とした「寒河江市情報化検討委員会」を新たに組織いたしまして、また委員会のもとには課長補佐からなる幹事会を設けまして、行政の情報化や地域の情報化について検討を進めております。

検討のまとめにつきましては、本年度中は無理かとは思っておりますが、ダウンロードサービスや住民基本台帳ネットワークシステムのように比較的簡単に実施でき、確実な効果が期待できるものや、全国一斉に推進しなければならないものなどについては、検討結果のまとめを待たずに進めていかなければならないもの、かように考えておるところでございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休 憩 午前11時07分

再 開 午前11時20分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤議員。

伊藤 諭議員 答弁をいただきましてありがとうございました。

若干ちょっと答弁がなかった質問などもありますし、再度質問させていただきたいと思います。

一つ、店舗数の問題ですけれども、区画整理事業をする前はあの区画内に 8 業種、45 店舗があったというふうに記憶しているわけでありますが、端的に、区画整理後現在、何業種、何店舗になっているのか、具体的に教えていただきたいと思います。

あと、進出した店舗数、私はちょっと聞き漏らしたのかどうかわかりませんが、あったのかどうか、これも再度お尋ねをしておきたいと思います。

それから、先ほどの私の第 1 問で、同僚議員の質問が 6 月議会であったと、こういうふうに申し上げましたけれども、3 月議会において質問があったということで訂正をさせていただきたいと思います。

それから、中心市街地の新店舗の誘致対策について、市長から中小企業融資制度などの融資枠なんかを拡大をしたり、駅前についても駐車場整備などに対してもこうしたものを適用させていきたい、こういうような答弁があったわけでありますが、私はそうしたものも確かに必要だというふうに思いますが、それと同時に、やはり今全国的にこういう中心市街地の低下を何とか活性化しようということで各自治体が努力をしているわけでありますが、一つフローラのチャレンジショップなんかにもやられたような定額家賃制度を導入したり、家賃に対しての補助制度、あるいは極端にいうと無料化、一定期間です、1 年とか半年とか、そうしたことなんかを取り組んでいる自治体もあるようであります。

そういうことで、融資制度だけでなくそうした制度なんかも検討できないのかどうか、その辺についての御見解をお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、定住人口対策についてでありますけれども、答弁があった内容は、私が前回、前回というのは平成 12 年度 6 月議会で質問したときの答弁とほとんど同じと、こういうことであります。つまりアパート、マンションの建設についてでありますけれども、もうこの問題というか、駅前の区画整理事業はもう 8 年目ぐらいいに入るわけでありますが、まだそうしたものが具体的にないのはかなり困難だ、こういうことであるのではないかと思いますけれども、この辺の見通しについて、もう今具体的に店舗建設や住宅建設が始まっているわけですから、困難であれば困難だ、これは主体的にやる人がいなければむを得ないわけでありまして、こうした見通しについてあるのかどうかお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、活性化については基本的な考え方を伺いましたけれども、その中で歩いて楽しいまちづくり、魅力あるまちづくりについてかなり力を入れているというふうに聞こえたんですけども、いわゆるバリアフリーのまちづくりなんかも含めて非常にそれは結構なことだというふうに思いますが、歩道や沼川沿いのそうした緑道なんかを整備をして楽しめるということも重要だというふうに思いますが、やはり商店街ですから店に入ってもらおうという工夫、入りやすい工夫、そういうものがやはり必要なのではないかと、あるいは商店街をもっと気軽に歩いて疲れたときには一服すると、そうした休み石なんかを随時取り入れている商店街もありますし、そうしたお年寄りが気軽に歩いて疲れたら休める、こういった配慮とか、あと店の出入り口についてもできるだけ自動ドアを設置をしてもらって車いすでも気軽に入れる、あるいは店舗の中も車いすで自由に買い物ができるような構造、こういうものなんかもやはり商店街を活性化をする大きな要素になってくるのではないかと、この辺について検討した経過などあれば教えていただきたいというふうに思います。

それと、駐車場の問題ですけれども、私は行政側としてはこの問題についてはかなり努力をしたというふうに思っています。核駐車場に補完駐車場、そういうことで市当局はその確保にはかなり努力をして力を入れて

きたのではないかというふうに私は思っておりますが、問題はやはり各商店主、あるいは商店街の独自の自前の駐車場をやっていく必要があるのではないかと。

特にこうした公的な駐車場についてはフローラ・SAGAEの駐車場、市民駐車場についても申し上げましたけれども、買い物客以外のお客さんが、市民が駐車をするという傾向に、これもやはりなってくるのではないかというふうに思うんです。それをなかなか市営駐車場、公的駐車場ですと規制できない、こういうことでせっかく買い物に来た人が駐車場にとめられないという問題なんかも出てくるのではないかというふうに思います。私はやはり買い物をするための駐車場は自前で、1台分でも2台分でも確保するというような努力というものを求めていく必要があるのではないかというふうに思うんです。

これは駅前の区画整理事業は、もちろん地権者の協力があって初めてできるわけでありましてけれども、多くの税金も投入をして活性化を図っているわけですから、そうした点での行政の指導力、そういうものも必要なのではないかというふうに思います。

この駐車場の問題について、地区計画に伴うガイドラインがあるわけですがけれども、個人の駐車場についてのガイドラインのルールをちょっと読むと、疑問があるんです。

それは駐車場は建物の裏面を原則とし、入り口部分の緑化やデザイン的な配置に配慮する、こういうことで原則裏側に駐車場をつくれと、こういうガイドラインになっているわけです。これではお客さんは非常に入りづらいし、裏にとめるために店を狭くして通路をつくらなければならないと、こういうことになってくるのではないかというふうに私は思うんですが、こうしたガイドラインが果たして活性化につながるのかどうか疑問を持っているわけでありまして。

私はそういう意味では、むしろ駐車場は店頭駐車場、店の前に1台でも2台でもとめられる。しかもA店ならA店に来たお客さんだけがとめるのではなくて隣のB店へ来たお客さんなんかもA店にとめられる、お互いに利用できるような店頭駐車場、こういうものがやはり一番お客さんにとってもとめやすいし、買い物の出入りにも便利なのではないかということで、前にもそうしたものを検討すべきではないかという提案をしてきたんですが、残念ながらこのガイドラインでは裏側、こういうことになったんですが、こうしたことになった見解、考え方、駐車場の作り方、こうしたことについての、何か考えがあつたと思いますので、駐車場の作り方の対応についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、パックドールの関係については申請前と変わらず営業をしているということでありまして、私どももこれは調査をする力はありませんので当局の御答弁を信頼、信用するしかありませんが、本当になのかということをお心配しておりますので、引き続き指導なり調査、そういうものをお願いしたいというふうにお願いをしておきたいと思っております。

二つ目のインターネットを活用した行政の推進についてでありますけれども、庁内の検討委員会を設置をしてこれからまとめていきたい、最後にやれるものからまとめを待たずに実施もするんだという市長の答弁もあったので、それに期待をしておきたいというふうに思いますけれども、そういうことでぜひやれるものからどんどん実行していかないと、やはり情報化時代におくれるのではないかと。特にインターネットに掲載をするとなると、公開をするとなるとやはり文書などをデジタル化というか、そういう作業が必要なわけですから、まとまってからデジタル化したのでは作業が大幅におくれるのではないかというふうに思いますので、こうした文書のデジタル化の取り組みなどは並行してやっていく必要があるのではないかと。まとまったらすぐ公開できるような体制をつくっていく必要があるのではないかというふうに思っています。

もう既に当然市長や担当の課などでは、全国の自治体のホームページがどういう状況にあるのかということは既に御存じだというふうには思いますけれども、既に多くの自治体でホームページで議事録なんかも全部公開をしている、こういう自治体もありますし、あるいは庁内の全文書をデータ化をして公開可能なものはどんどんインターネットで検索、閲覧ができるようにしているという自治体もあります。

さらにはインターネットを利用しての入札、参加、申請、そしてもう既に電子メールで受け付けてやると、こういうこともやっている自治体なんかも数多くあるわけですので、当然それらについては御存じだというふうに思いますけれども、やれるものからどんどんやっていただきたい、こういうふうに思っております。

それに関連して、電子メールの質問や意見は常時受付をしているということでメールで回答しているという答弁がありました。が、こうしたものをどういう質問があったのか、どういう回答をしたのかということをご公開をして、市民全体のものにすればもっとこうした市政に対する意見や質問が活かされるのではないかと、このように思いますので、その辺の検討をぜひお願いをしておきたいと思っております。

そうした意見や質問の交換が私が見た範囲では、一番最初のページに市役所の電子メールのアドレスが載っているだけで、いろいろな場所にそうした意見を市民の皆さんからお寄せくださいというようなことを入れて掲載をすれば、もっと多くの人から意見やそういうものが出されるのではないかと、このように思いますので、その辺の工夫なんかをぜひお願いをしたいと思います。

以上申し上げて2問にさせていただきます。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点かありましたが、店舗数でございますけれども、これは現在進行中なものでございますから移動するわけでございまして、新たに入ろうとする方、入った方とかございますので今私は資料を持ち合わせておりませんが、もしも担当が持っているならばそちらの方から答弁させますけれども、非常に数えにくい数字ではないかと思っております。

この店舗につきましても、寒河江市の現在やっているところの再生事業、区画整理事業を核といたしましていろいろな先ほど申し上げました事業をやっておるわけでございますし、駅舎の移設、踏切の移転、そして道路が通り抜けるというふうな状態になって、あるいは沼川が新しく整備されるということになりますと、まちの様相も大変変わってくるわけでございまして、本当に一変するのではないかと思っております。

そういう中で、やはり新たに張り付けをする方の店舗というようなものもまた考えも変わってきてくれますし、ふえてくるだろうと思っておりますので、そういうまちの再生した姿というものが出てきたときに非常に店舗の考え方、進出者の考え方というものもまた変わってくるのではなからうかなと私は思っております。

それから、誘致対策でございますけれども、低額とか無料とかそういうことを検討してはということでございますけれども、これはちょっと無理ではないかと私は思っておりますし、どういうことをお考えになって何に対して低額にしようというのか、あるいは無料にしようというのかちょっとわかりませんが、こういう家賃までを波及させるというのは、考え方としては無理があるのではなからうかと、このように思っております。

それから、アパート、マンションについての具体的な動きについてでございますけれども、先ほど答弁したとおりでございますし、いろいろ考えていらっしゃる方もいらっしゃるかと思いますけれども、具現化までにはまだ至っていないということでございますし、また非常に現在寒河江市におきましても横道通り等々に分譲住宅等考えておるわけでございまして、そんなことが普及徹底しておる中で、そちらに期待しておるというようなこともあろうかと思いますので、定住される方、住みたいという方の需要というものが非常にわかりにくいということも民間の供給側としてあるのではなからうかと、このように私は思っております。

それから、何にしましても魅力化を付加するというのはこれは当然でございますし、これは集客力におきましても誘客するにおきましても、これは商店街に魅力をつける、そして楽しい商店街を形成するということは当然でございますし、それにおきましていろいろ地元の方々とも検討しておりますし、専門の方々の御意見なども聞いている段階なわけでございまして、うちの方で市と行政としてできるものは、まずはやって手を尽くしておるのではないかと思っております。あとは商店街の方々にやっていただくという分野が非常に大きくなってきておると、このように思っておるわけでございまして、その一つとしての地区計画を立て、そしてそれを自主的に守っていこう、そして自分たちの商店街だという認識に立って進んでいらっしゃるわけでございますので、そういう商店街の方々、あるいは店舗店舗を持つ方々の意識というものがこれからもっともっと進んでくるのではなからうかなと期待しておるところでございます。

それから、駐車場につきまして、自前の駐車場の考え方でございますが、これは歩道から入ったところからすぐ駐車場、それぞれを持つということもこれも便利かと思っておりますけれども、歩いて楽しめる歩道ということからいきますと、これも若干私は問題があるのではなからうかと。こういうことを考えれば、その辺についての商店街の方々と、あるいは全体としての商店街のあり方というようなことから考えあわせて、いろいろ地区計画などもとったところでございます。その辺についての具体的な詳細につきましては、担当の方から申し上げたいと思っております。

それから、パソコン、インターネットのことでございますけれども、いろいろ先ほど答弁申し上げましたように、庁内の検討委員会を設けまして検討を進めさせておるわけでございますので、そういう中で御意見の中

で取り入れられるものがございましたならば考えさせてもらいますし、無理なことは無理でございますし、その辺は十分勉強しながら電子市役所、IT市役所にふさわしいようなものに進んでいかなくてはならない、このように思っております。

以上です。

佐藤 清議長 都市計画課長。

片桐久志都市計画課長 店舗数の移動についてのお答えでございますけれども、区画整理を始める前と比較してどのように変わっているかというふうな御質問かと思えますけれども、公共用地の先買いをしたわけでございます。それに伴いまして店舗専用の方が 2 件、それから店舗併用住宅の方が 9 件、公共事業の公共用地の先買いに御協力いただいています。

しかしながら、現在御覧になっておわかりのように駅前通りには商店もあり、また一般住宅もありというふうな混在地域になっております。現在、一般住宅になっている方も新たに 1 階部分に貸し店舗を建てたいというような方も多くおられますので、それらの方々と、さらには J A 寒河江の方で支所の機能も駅前を持つことになってございます。その中に貸し店舗ブースも設計の中で御検討いただくというようなことになってございますので、私どもは新たに 10 ないし 15 ぐらいのテナントブースが出てくるのかなというふうに思っています。

ですから、着手前、それから完成時を比較しますと逆に店舗の数としては多くなってくるのではないかとこのように思っております。

それから、新たに進出したお店があるのかということがありますが、今まだ建築に着手したばかりの区域でございますので、新たに花屋さんが 1 軒、駅前の区域外から進出していただいております。

それから、駐車場の件があったわけでございますが、ガイドラインはあくまで地区計画と違いまして、皆さんで何とかお互い協力し合いながらもっていこうというふうな制度でございますので、原則的には建物の裏面にとってくださいというふうなことでございます。ただし敷地のスペースとか敷地の形状によりまして、なかなか裏側にとれないというふうな方もあるわけございまして、その方については前にとる場合は 2 台程度を原則にしながら、そして植化や緑化などを施しながら、店とバランスのとれた駐車空間をつくってくださいというふうなことを申し合わせております。

原則裏通りにしたというふうな理由でございますが、このガイドラインを定めるに当たって、まちづくり専門部会を地元の方、さらには大学の先生、商業コンサルなどを入れて、本当に何回も何回も会議をしながらまとめたものでございまして、地元の皆さんの御意向というふうなものを十分組み入れながら、本当に歩いて楽しい、そしてきれいな、ウインドーショッピングもできるようなというふうなことになるれば、極力裏通りではないかというふうなことで、原則的な結論に達したというふうなことでございます。

それから、セットバック、駅前のメインストリートにはセットバック 1 メートルずつしてもらうことになってございます。これはほとんどの方が守っていただくことになってございますが、せっかくセットバックしたところに駐車スペースというふうなことよりだったら、そのセットバックしたところの空間を有効利用することも必要なのではないかと。例えばストリートイベントとか、そういうさまざまなことを考えますと極力駐車スペースは裏通り、やむを得ず前の方にとる方については先ほど申し上げた理由で、とっていただいても結構ですというふうなガイドラインになったということで御理解をいただきたいと思えます。

佐藤 清議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 一つだけ、新たな店舗の進出対策ということで市長はこうした家賃の無料化、低額化、あるいは補助制度は無理な考えだ、こういうような見解を示されたんですが、やはり落ち込んでいる商店街を抱えている自治体ではこういう制度なんかも積極的に、国の制度やそういうところに頼らないで自前でそういう制度をつくってやっているところもあるということを申し上げておきます。やっているところがあるわけですから、絶対無理だということではないというふうに私は考えておりますので、その辺ぜひ機会があれば勉強していただいて、まな板に上げていただければ幸いですというふうに思います。

以上申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 50 分

再 開 午後 1 時 00 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 佐藤暘子議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 6 番、7 番、8 番について、16 番佐藤暘子議員。

〔16 番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は、日本共産党を代表し、通告している内容について、市長並びに教育委員長に順次お尋ねしてまいります。4 万市民の立場に立った誠意ある御答弁をお願いいたします。

まず初めに、学童保育についてお伺いいたします。

私は、これまで何度となくこのテーマでの質問をしてまいりました。ことに学童保育施設の充実や指導員の待遇改善等について、市長の見解をただしてきたところですが、今年度手狭で老朽化していたわんぱくクラブについては元町の旧さくらんぼ共生園の跡をお借りして移転し、寒小学区のきらきらクラブも本町 2 丁目の個人の建物をお借りして移転しました。両施設ともびっくりするほどきれいで、広くなり、子供たちもゆったりしたスペースの中で伸び伸びと宿題をしたり、遊んだりしておりました。父母や指導員も要望が実現したことに大変喜んでおりました。父母たちの声に真剣に耳を傾け、努力してくださった担当課の皆さんと当局に感謝を申し上げます。

さて、寒河江市内の三つの学区内にある学童保育所は、児童数も年々ふえており、放課後児童が安全に健全に過ごせる場所として父母や学校、地域からも認められてきております。そして、学区内にまだ学童保育所がないところからも実施を求める声が上げられております。

学童保育所は、単なる放課後の児童を安全に家庭的な雰囲気の中で保育するというだけにとどまらず、異年齢の集団の中で低学年の子の面倒を見たり、力を合わせて何かをやるとか、けんかをしたりとかを繰り返しながら、人との接し方や協調性などが自然に身についてくるものと思われまます。

少子化の中でなかなか育ちにくい協調性や社会性などを育て、健全育成に果たしている役割は非常に大きなものがあります。学童保育所が欲しいと望んでいるところにはぜひ積極的な支援をすべきだと思いますし、全区に設置されるべきだと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

また、来年度からは学校が完全週 5 日制となり、子供たちは毎週土日が休みとなります。週 5 日制は子供たちを地域に返し、学校の授業だけでは得ることのできない自然体験や生活体験、スポーツや文化活動などを体験することを目的としているようですが、だれがどういう支援をしていくのか、具体的な役割やプランが明確にならないままでは、親が仕事等で留守にする家庭や、だれも世話をしてくれる人がいない家庭では、子供たちの休日の過ごし方が心配の種となっているのです。

学童保育は現在、休みとなっている第 2、第 4 土曜日も朝 8 時から夕方 6 時過ぎまで 10 時間もの長い時間を安全に気を配りながら、家庭的な雰囲気の中で子供たちを預かっているのです。完全週 5 日制となる来年度から学童保育所の果たす役割はもっと大きくなるでしょう。したがって、5 日制に対応するための指導員の確保や待遇の改善などが問題になってまいります。市長は週 5 日制に対する学童の役割をどのように認識され、対処していく考えかお伺いいたします。

さらに、私は以前にも指導員の待遇改善について市長の考えを伺っておりますが、市長は運営については運営委員会の中で自主的に判断すべきことで、行政が立ち入るべきではないと答弁されております。もちろん運営は父母たちの自主性に任せられるべきだと思います。現在、なかよし、わんぱく、きらきらの三つの学童クラブが手をつないで、寒河江市学童保育連絡協議会をつくり協力しながら、よりよい学童保育所づくりに取り組んでいるところですが、それぞれのクラブの保育料も指導員の給料や身分の保障もまちまちです。

市では児童 10 名に 1 人の指導員の割合で人件費の 2 分の 1 を出していると言っています。しかし、各クラブによって児童の数に差があり、わんぱくのように 50 人を超えているところもあれば、なかよし、きらきらのように三十数名、二十数名のところもあります。さらに、その年々によって児童の数の増減があり流動的です。保育料にしる市よりの委託料にしる収入が一定ではありません。指導員の人件費や身分保障にしても不安

定な状態です。したがって、指導員が希望しても雇用保険や社会保険等への加入もなかなかままならないのです。

学童保育所は、父母が子供の放課後が安全であることを願って自主的につくったクラブです。それを行政が支援し、さらに平成4年からは児童福祉法の中で法的に認められるようになったものです。今では子供たちの放課後対策というだけにとどまらず、少子化対策としても大きな役割を担っているのです。指導員たちはその仕事に情熱を傾け、よりよい保育を目指し頑張っているのです。せめて常勤の指導員が安心して仕事に専念できるように行政の責任で雇用保険、社会保険へ加入し、身分の保障をすべきではないかと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、幼児学級廃止についてお伺いいたします。

平成13年5月、寒河江市は13年度から3カ年間に新たな行政改革を実施していくとして、行政改革実施計画を市議会全員協議会に示しました。計画には行政改革を推進するための六つの重点事項を掲げておりますが、その一つに時代に即応した組織機構の見直しの項があります。その中で実施しようとしているものに幼児学級の見直しがあります。この行革の対象となった幼児学級の廃止については、ことし6月議会で松田孝議員が一般質問に立ち、廃止の理由や住民の意向等について教育委員長にお尋ねをしています。私からも行政改革の実施対象とすることが、寒河江市の幼児教育の基本理念に矛盾するのではないかとといった観点から教育委員長の見解を伺いたいと思います。

寒河江市の幼児学級のあり方の中には、幼児学級は昭和32年から学校施設を利用して始められたもので、昭和37年にはその性格を明らかにするために幼児学級の設置条例を制定し、寒河江市の中心部を除く9地区に幼児学級を設置したとあります。その後、昭和47年に南部小学校の幼児学級をみなみ保育所に切りかえたのを初め、次々と保育所への切りかえが行われました。

この間、醍醐、三泉の統合保育所の機運もありましたが、実現せず、幼児学級として続いていることや、幸生、田代についても幼児数や地域の実情から幼児学級として続いていること、そしてこれらの保育所並びに幼児学級は住民の意識の変化やニーズに適切にこたえてきたことから、地域に根ざした幼児教育の場として今日に至っていると記されております。このことから言えることは、住民のニーズにこたえ、地域に根ざした幼児教育の場の重要性を説いているのではないのでしょうか。

また、幼児学級について次のように述べています。「幼児学級は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条及び30条の規定に基づく教育委員会が所管する教育機関である。幼児学級の性格からすれば幼稚園、保育所の両機能を可能にし得るものであると同時に、文部省が強調している幼小間の教育の連続性を実現し得る特性を持っている」と幼児学級が幼稚園と保育所の両方の機能を有すること、そして連動して小学校教育に移行していくことを可能にする特性を持っていると文部省が幼児学級の教育効果について強調しているのです。

そして、四つの幼児学級とも教育内容が明確でないことから、幼稚園教育要領の改定期にあわせ、それに即した内容で検討し、改善を図っていく必要があると教育内容をさらに充実させていく方向を打ち出しているのです。

さらに、幼児学級の振興については新しい幼稚園教育要領に則し、指導体制の確立や教育目標等の明確化を図りながら教員の資質の向上や研究会の実施、共同研究を進めながら整備、充実に努めると施設整備等についても充実を図る必要性を述べているのです。幼児学級についても、その教育的効果や地域に根ざした教育機関としての役割をあげて、さらなる振興を図ると述べているのです。

今回の行革の実実施計画の中に平成15年度までに醍醐、三泉、幸生、田代の四つの幼児学級を順次廃止していく計画が出されています。寒河江市は平成2年2月に議会の全員協議会に示した幼児教育のあり方の方針とは明らかに矛盾すると思われかもしれませんがいかがでしょうか。

また、今回の幼児学級廃止に対しては、地域住民の間になくさないで欲しいという声が多く出されております。理由としては、自分たちの身近にある幼児学級に子供を通わせたい、保育料の負担が少なく済む、豊

かな自然環境の中で地域とのかかわりを持ちながら子育てをしたいなどの理由のほかに、幼児学級が閉級になることで過疎化、高齢化にますます拍車がかかるのではないかといった将来への不安など、さまざまなことが上げられております。現に幸生地区からは幼児学級を存続してほしいといった内容の陳情書が議会と教育委員会に同時に出されております。

6月議会における松田議員の質問に、あくまでも住民との対話を重視し、住民の意思を尊重すると答えておられますが、教育委員長は地域住民の総意として提出されたこの陳情書をどのように受けとめ、対処されようとしているのかお伺いいたします。

次に、30人学級についてお伺いいたします。

去る8月27日、高橋山形県知事は雇用情勢に関する記者会見の中で、県内小・中学校において30人学級を実施すると表明されました。実施時期についても二、三年のうちにと述べております。秋田県や新潟県など小学校低学年を中心に特定の学年で30人程度の少人数クラスを編成する動きが出始めておりますが、県内すべての小・中学校に30人学級の導入を目指すのは全国で初めてということで、このことが実現すれば全国的な30人学級推進への大きな力になるものと期待されます。また、子供たちへの教育効果が期待されるどころです。

30人学級を望む声はいじめや不登校、学力低下などの現象が顕著になるにつれ、全国的な運動として広がってゆきました。寒河江市議会へも3団体より意見書提出の請願が出され、一昨年、国・県に対し30人学級の実施を求める意見書が提出されたことは記憶に新しいところです。今回、高橋知事が県内の小・中学校を30人学級にすると表明した理由としては、雇用情勢が一段と冷え込んでいる中で、県内の雇用をふやし、有能な人材を定着させることを考えたことが上げられています。

さらに、知事は記者会見の中で、30人学級の本格的な実現ということをごさういう時期にこそ考えていいのではないかと、国の制度を待ってということもあるが、さらに将来を展望すると、山形の将来を担う若手の新規就労者というものを今の時期に対応しておくのも重要なことかと考えていると述べておられます。

さらに、30人学級については、教科にかかわらず30人学級が担任の先生、あるいは教科の先生が把握しやすい人数だろうと思うので、全教科にわたってそういうことを実現するのが望ましいと思うと、学級定数を30人にする考えを明らかにしています。職員の身分についても臨時ではなく本教員として採用したいと言っております。

すべての面で知事の考えどおりに順調に進むことはないにしても、いじめや不登校、勉強についていけずに悩んでいる子供たちや親たちにとって展望の持てる政策であり、先生たちにとっても1人ひとりの子供に目が届き、行き届いた教育ができるものと期待されます。

一日も早い30人学級の実現のために教育委員会としても力強く支援をしていくべきと思いますが、教育委員長の見解をお伺いいたします。

30人学級については今年3月、遠藤議員が質問をしています。小学校に少人数での授業を進めるために県が単独で教員を増員し、1クラス36人以上の学級を抱える学年に非常勤講師を加配するというもので、「やまびこプラン」と呼ばれるものです。このプランに該当するのは何校あり、何名の教師が加配されるのか、また加配教員の運用はどのように行われているのかお尋ねしたのですが、国や県の予算が成立していない状態で明快なものになっていないとの答弁でした。改めて寒河江市の少人数学級への職員が何名配置され、どのように運用されているのか、またその成果や問題点についてお伺いいたします。

以上で第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、学童保育のことでございます。

御案内のように本市におきましては、平成 9 年度に少子化時代における子育て支援社会の形成と 21 世紀を担う子供たちの健全育成というものを基本テーマとして、寒河江子どもプランを策定いたしました。これらに基づいて子育て支援に関連する所要の施策を推進しているところでございます。

今年度はファミリーサポートセンターを設置いたしまして、家庭型の育児支援システムを初め、施設型一時保育システムとして市立保育所での一時保育を実施いたしまして、さらに N P O 法人による一時保育事業への新たな取り組み、私立幼稚園の時間延長など民間における支援態勢も進められておりますし、子育て家庭の状況に応じた施設や保育サービスを選択的に利用できるような子育て家庭の育児支援態勢が整ってきております。

特に、ファミリーサポートセンターによる子育て支援事業や N P O 法人の子供一時預かり事業は、小学校児童も対象としたものでありまして、学童保育所のない地域ではその代替的な役割を果たせるものと期待しております。ファミリーサポートセンターの登録会員数は、中心市街地とその周辺地域に集中しているものの全市から申し込みがあり、7 月から 2 カ月余りで 128 名の登録者を数え、一時預かりも数件整い、育児支援の機能を担っているところでございます。センターでは交流を通してお互いをよく知る、子育てを託せるパートナー探しを目的に、これまで 3 回の育児や救命方法の研修会を開催しており、信頼関係の構築、確保に会員とともに取り組んでいるところでございます。

さらに、今年度は学童保育所関係におきましても放課後児童数が増加し、活動施設が狭隘となっております。たわんぱくクラブときらきらクラブの移転事業に取り組みまして、それが完了し、両クラブとも新しい施設で伸び伸びと子供たちが活動しており、必要な整備について積極的に支援しているところでございまして、御承知のとおりでございます。

まず、学童保育所のない地域への対応でございますが、本市は昭和 63 年度に他市に先駆けて放課後児童対策事業に取り組んでから 14 年目を迎えております。当時振興住宅地における小学校低学年のかぎっ子対策が急務であったことから、児童の健全育成を図るために学童保育所の開設を進めてきたものであり、現在では中心市街地と周辺地域に三つの学童保育所があり、114 名の児童が入所しております。

今日、本市は周辺市街地へのアクセス道路網形成や市街地の拡大によって市全体の人口も増加しており、特に周辺市街地への人口増加が目立ち、若い世代の家庭が多いようでございます。このような状況にある西根地区では、学童保育所があれば安心して子育てできる、西根地区全体の振興のためにも学童保育所を地域の問題として取り上げ、地域の子供を地域が育てるとの考えのもと、町会長などを中心に設置に向けた取り組みがなされており、市としましては近い将来に実現が図られるようにお互いに情報交換し、これらの動向、結論に沿って支援してまいりたいと考えてございます。

その他の地域においても、学童保育所設置に対する地域としての盛り上がり、理解と協力が得られることなどのほか、将来ともに適正な運営基盤を確立するために 10 名以上の入所児童数を確実に確保できることを基本条件として、これをクリアできる地域に運営委員会を設置していただいて、これをこれまで同様学童保育所として使用できるように建物の改修を含め全面的に支援してまいりたいと考えてございます。

それから、学校 5 日制に伴う対応でございますが、5 日制に伴う学童保育所の支援につきましては、家庭ばかりでなく地域での取り組み、動きというものをしながら対応すべき課題であると考えております。これらのことを踏まえた上で、現在それぞれの学童保育所運営委員会において、地域での学校 5 日制に対する取り組み

などを把握し、学童保育所としてどのような対応が必要となってくるのかを検討していただいております。運営委員会での結論を尊重して所要の対応をすべきと考えておりますが、学校5日制の実施に伴って学童保育所の開設時間が拡大することになれば、基準額の設定について少し見直ししていくことも必要かと考えております。

次に、学童保育所指導員の待遇改善等の問題でございますが、本市ではこれまで学童保育所に対して、児童の健全育成と保護者負担の軽減のために公設民営型の学童保育所の運営を基本として、全面的に設置運営を支援してまいりました。運営の委託基準につきましても保護者負担が増加しないよう、指導員についても10から14名の児童数につき指導員1名の配置というものを基本に、児童数が5名ふえるごとに指導員数を2分の1名ずつ加算する方式をとっており、指導員の賃金についても1カ月の実働時間数に夏休み等の学校休業日における開設時間を加算した1年間の総時間数を算出し、平成13年度は1時間単価を1,000円で算定しております。

この運営委員会では、市からの委託金と1カ月8,000円ないし9,000円ずつ保護者負担をいただいて指導員の賃金や活動費用、おやつ代等に充当されているようであり、経費の配分、内容等はそれぞれ運営委員会ごとに独自性があるようでございます。

指導員の採用や勤務条件、社会保険制度加入等の待遇に関しましても、それぞれの学童保育所の独自性もありますし、すべて運営委員会が決定して行っていることでもあり、市としては関与できないものと考えております。

私の方からは以上でございます。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 幼児学級の廃止についてお答えいたします。

最初に、幼児学級を閉級することは平成 2 年 2 月に出した指針の中で述べている幼児教育の考え方と矛盾しているのではないかという御質問についてであります。

平成 2 年に教育委員会で策定した「幼児教育のあり方について」の中で、幼児教育の必要性については、幼児の健やかな成長を図る上から、家庭だけでは得ることのできない集団活動の機会を与えることの大切さ、あるいは生活体験や遊びを中心とする集団生活を通しての自己の発揮、信頼感や満足感、さらには自立心など社会性の基礎、基本的な生活習慣を養いながら、生涯にわたる人間形成の基礎をつくるという観点から、適切な幼児教育の場と教育環境を整える必要性を説いております。

教育委員会としては、これらの幼児教育の重要性を踏まえながら、当初予測できなかったような幼児数の減少が幼児教育に及ぼす影響や子育てと仕事の両立支援など、社会的ニーズの変化に対応できる幼児教育について検討を重ねてきたところであります。

その結果、幼児学級については、社会性の芽生える幼児期における適正な規模による集団的教育活動が成り立たないことや、小学校の開校日数に準じた本市独自の制度であるため、来年度に導入される完全学校週 5 日制により保育日数が 190 日程度に減少することなど、保育期間や時間の延長などの多様な社会的ニーズにこたえられない状況になってきており、今後の幼児教育のさらなる充実と多様なニーズに対応していくために、幼児学級の閉級という方向性をお示したのでございますので、矛盾することはないものと思っております。

また、少子化が急速に進む中であって、社会全体で子供を育てていくという考え方は大変大切なことであります。子供たちを取り巻く身近な生活環境の中において家庭や地域、学校が一体となって地域社会の中で行われる教育活動が効果を上げられるように、取り組みを強めていかなければならないと考えております。特に地域社会における教育の役割として、大人や異年齢の友達と交流し、さまざまな生活体験や社会体験、自然体験を豊富に積み重ねる場となることが重要であります。

このようなことから、これまでの学校開放をさらに進め、平日の放課後や土日に小学校施設を活用して、子育て中の親や日中子育てを担っているお年寄りはもちろんのこと、子供から大人の方までどなたでも気軽に集うことができ、地域の方々との交流を深める場として利用できるよう積極的に取り組みをしてみたいと考えております。

次に、幼児学級廃止についてお答えします。

幼児学級は地域住民の意思を尊重し、強引な廃止はすべきでないという御質問についてお答えします。

教育委員会では幼児学級の今後のあり方について、これまで幼児学級のある 4 地区の関係団体の代表者の方、各地区の子供を持つ親の方々並びに地区の各種団体の代表者から御意見をいただくため、懇談会を計 9 回開催してきたところであります。総体的には教育委員会の考え方についておおむね理解いただいたものと思っておりますが、懇談会の中では、他の幼児施設の情報が欲しいこと、保育所の入所要件のこと、保育所に入った場合の送迎や保育料のこと、学校や地域のつながりが希薄にならないように何か取り組みを考えてほしいこと、ある程度の集団で幼児教育を受けさせたいのでどこに入れるかは親が選択すべきであり、地域性にこだわらないということなど、さまざまな御意見をいただいておりますので、これから教育委員会等で検討を重ね、地区の中でさらに話し合いを持っていかなければならないと思っております。

いずれにしても、教育委員会としては適正規模による集団的な幼児教育活動の確保、子育てと仕事の両立支援という観点から、制度上の位置づけが不明確である幼児学級を将来閉級していくという基本的な方向で進めてまいりたいと考えております。

次に、30人学級の実施についてお答えします。

御案内のように公立の小・中学校等の学級編制については、昭和33年制定の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき実施されております。この国が定めた標準に基づき都道府県教育委員会が学級編制基準を設定し、この基準に基づいて市町村教育委員会が学級編制することになっておりますが、その際、あらかじめ都道府県教育委員会と協議し同意を得なければならないとされております。

国が定める学級編制の基準は、数次にわたる学級編制及び教職員定数改善計画により、標準法制定当時の、いわゆるすし詰め学級の状況から現在の40人を上限とする40人学級に改善されております。現在、平成13年度スタートした第7次教職員定数改善計画が5カ年計画で進められておりますが、これは学級編制の標準は現行どおり40人を上限としながらも、少人数授業などきめ細かな指導を行えるよう教職員定数の改善を図るものであります。

また、教職員の配置については標準法によりそれぞれの学校の学級数の総数に学校規模別の係数を乗じて得た数を合算し、これに各種の加配定数を加えて算出された教職員定数を各学校の配当数としております。

一方、平成10年9月の中央教育審議会答申、「今後の地方教育行政のあり方について」では、都道府県教育委員会が弾力的な学級編制基準や教職員配置基準を定めることなどを提言しております。さらに、この提言を踏まえて検討を行ってきた「教職員配置のあり方等に関する調査協力者会議」においても、平成12年5月に学級編制及び教職員配置に関して弾力的に扱うこととする提言が行われたところであります。

これらの提言を受けて平成13年3月、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、都道府県教育委員会が学級編制について児童・生徒の実態を考慮して、特に必要があると認める場合には、国が定める学級編制の標準を下回る基準を定めることができるようになったものでございます。

さて、30人学級にかかわる幾つかの御質問がございました。

まず、県知事が発表した公立学校30人学級導入についてであります。このことに関する具体的な説明等ははまだございませんので、現段階では詳細に申し上げる状況にはありません。マスコミ報道などによりますと、これは雇用拡大策の一環として教員の新規採用増の考えを示したものであると聞いております。

さきに述べましたように学級編制に関しては本来、都道府県教育委員会の権限に関することであり、県教育委員会では今後、その具体的なプランや基準づくりについて検討していく方針であると聞いております。しかしながら、30人学級の実現には人件費増や教室増などの課題もあることから、本年度スタートの「やまびこプラン」の充実を含めた県の動向について注目してまいりたいと考えております。

次に、小学校少人数授業推進事業、いわゆるやまびこプランについてでございますが、これは基礎学力の向上やいじめ、不登校などの今日的な教育課題の解決と未然防止を図ることを目的に、今年度から県単独で実施されております。具体的には、小学校の多人数学級に加配教員を配置しながら、国語や算数などの基本教科において30人程度の授業などの少人数指導を実施し、児童の個に応じたきめ細かな指導を推進しております。この事業の実施のため、国の第6次教職員定数改善により101名、今年度スタートした第7次教職員定数改善により14名、県単独の改善により85名、合計200名の教員が加配されております。そのうち本市には国の教職員定数改善により7名、県単独の改善により2名、合計9名の教員加配があり、寒河江小学校に2名、寒河江中部小学校に3名、南部小、西根小、柴橋小、高松小にはそれぞれ1名ずつ配置されております。

これらの加配教員の活用状況であります。基本的には各学校の実態に応じて実施することになっております。具体的には国語、社会、算数、理科などの教科を中心に、一つの学級を担任教師と2人で指導する、いわゆるチームティーチング方式の授業を実施している学校、あるいは学級を二つに分割したり、学年の複数学級を少人数の学習集団に分けて実施している学校など、多様な活用の仕方を実践しております。

次に、中学校の少人数授業のための加配状況についてお答えします。

本市独自の加配は行っておりませんが、今年度、国の教職員定数改善により5名の加配教員が配置されています。各中学校の配置数は陵南中学校3名、陵東中と陵西中にそれぞれ1名ずつとなっており、数学や英語の教科指導にチームティーチング方式の授業や学年の複数学級を少人数学習集団に分けて行う授業などが実践されています。

本市教育委員会としては今後とも少人数指導実施の趣旨を徹底し、加配教員の効果的な活用について各学校に指導してまいりたいと考えております。

以上です。

佐藤 清議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 学童についてですけれども、学童のない地域からも学童を設置してほしいという声が上げられていると。町会長さんあたりを初めとして地域で子育てをしていきたいということで、そういう要望があるんだということなんですが、それに対しては市の方でも積極的に支援をしていくというような御回答でしたので、それは非常に喜ばしいことだというふうに、これからも出てくるところにはそのような支援をしていただきたいというふうに思っているところです。

学校 5 日制になりますと、子供たちがどこが受け皿になってくれるのかわからないという状況の中で、非常に休日の過ごし方が親の方も心配になるのではないかとというふうなことを考えているわけですが、寒河江市内にはファミリーサポートセンターやら N P O 法人の子供の一時預かりというようなものもあるので、そういうところも活用しながらというような回答でございましたが、いろいろな一時預かりの制度があってよいと思っております。

ですから、その預かり所に見合ったような預かり方をすればそれでいいのではないかとというふうに考えているところですが、小学校の低学年の児童たちを預かる場としては、やはりその子供たちがいろいろな子供たちと交流をしながら、そこで人間的な成長していく、そういう場であってほしいというふうに思うわけです。ですから、この 5 日制についてもその目的というのは、やはり地域の中でいろいろな体験をしながら育ていく、そういうことを目指した 5 日制だろうというふうに思うわけです。

ですから、その子供たちにとってどこが本当にその目的にかなうところであるかということと考えながらやはり休日を過ごしていただきたいというふうに思うわけですが、そういう意味ではやはり学童の役割というもの是非常に大きいのではないかとというふうに思います。必ずしも学童保育所に預ける家庭ばかりではないというふうに思いますけれども、やはり地域の子供会ですとか、あるいは老人クラブですとか、いろいろな各種団体とのそういう学童との交流ですとか、ほかの子供クラブとの交流ですとか、そういうものをいろいろ活用しながら子育てを、5 日制を、地域、社会全体で支えていくというふうな態勢にしていかなければならないのではないかと考えているところです。

そこで、やはりそういう子育てに責任を持つという観点からも、市としても大きな責任があるというふうに思うわけですが、5 日制で学童の方でもそういう休日に、また開所時間を延長するということがあれば、それに対しては人件費の支援などもしていくという答弁でありましたけれども、やはりそれは大変結構なことだと思いますし、当然そうあらねばならないというふうに思いますが、やはりそこで働く人たちの身分保障ということも考えていかなければならない問題だというふうに思うところです。

市長は運営委員会にそれはゆだねているというふうなことをおっしゃいました。もちろん運営委員会がそういう役割を果たすのは当然だというふうに思うんですけれども、やはりまだ学童保育所の運営委員会というものの機能が十分でないというふうに私も思っております。ですからそういう運営委員会ですっきりとした運営体制を確立できるまでに成長していかなければならないというふうに思うんですけれども、それまでやはり市の方でお金だけ出すというふうな考え方ではなくて、やはり運営に関してもいろいろアドバイスをしていく、また運営委員会との話し合いなども頻繁に行って、そういう指導員の身分の保障を引き上げていくとか、指導員が本当に情熱を持ってその場で定着をして働いていけるような環境づくりをしていくということが大切だというふうに思います。

私が知っている学童保育に長年かかわっている方が言っていたんですけれども、学童に指導員の方の待遇がきちんとしていけば、その指導員は本当に一生懸命になってその学童で働くことになるし、また指導員と父母との間の関係がよくなれば児童はすごくふえてくるんだと。その学童に行けば子供たちが本当に楽しく、そして人間関係もうまくつき合えるんだというふうなことが地域の方にもわかってくれば、その学童は本当にすばらしい学童の申し込みがあるんだというようなことを言っておりました。

ですから、それは子供たちの健全育成を図っていくという上からも非常に大切なことだというふうに思いますので、ぜひそういった市としても責任を持って子供たちを見守るということで、運営委員会の方にもいろいろなアドバイス、相談などをしていていただきたいと思います。そういう指導員の身分の確保のためにも、一生懸命になっていただきたいと思いますというふうに思うところです。

それから、幼児学級の問題ですが、幼児学級を廃止していくのは何も「幼児教育のあり方について」に反するものではないんだという教育委員長の答弁でした。子供の数がどんどん少なくなって、集団でのそういう教育の効果が上がらなくなるというような理由があって廃止をしていくのだというようなことをおっしゃいました。子供の数が少なくなっているというのは社会全体のことでありまして、幼児学級に通っている子供だけが少なくなっているというのではないわけです。

よい意味での競争心も希薄になるというようなことが上げられておりますけれども、だから行革をしてスリム化をして、これが行政改革なんだというようなことをおっしゃっていますけれども、これは行政側の考え方だというふうに私は思うんです。

この幼児学級を廃止していく、それから行革についての考え方もそうなんですけれども、この考え方の中には住民の意思というものが入っていないというふうに私は思います。子供の数が少なくなってもやはりそこには幼児学級に通っている子供たちが現にいるわけです。そして、その地域住民はこれからも地元にあるその幼児学級に子供たちを通わせたいというふうに思っているのです。理由はいろいろ挙げられますけれども、地域の中でそういうおじいさん、おばあさんたちと一緒に、地域の中でそういう方々に見守られながら育っていく、そういった子供の育て方をしたい、そう思っている方もいると思いますし、また幼児学級は小学校と同じ校舎の中で教育をされているということから、低学年のお兄さんやお姉さんたちとも一緒にいろいろなことができる、そういった連帯感なんかもあるというふうなことで、多くの父母はそういう地元にある幼児学級に通わせたいと願っているのです。

けれども、今回廃止をするという方向で進めている行革の方針の中には、そういった住民の意思が全く入っていないというふうに私は思います。行政は住民に行政がこうやるんだからということで、言うことをきかせるというのではなくて、やはり住民の要求をくみ上げて、それをどうかなえていくかということで努力するのが行政の本来の姿だというふうに私は思うんです。

ですから、幼児学級に入る子供が少なくなったから廃止をする、小学校に入る子供が少なくなったから廃止をする、そういうふうな少なくなったらそれを消していくという消去法、そういうものにしていけばどんどんむだなものといいますが、少なくなったものは消されていってしまう。消されていって残るものは何もないというふうに思うんです。まちとか村、集落、そこには子供たちが通える幼稚園とか学校、そういうものがある、それを見守る人たちがいる。ですからそこが活気が出て、そこにさまざまな文化とか芸能が生まれて引き継がれていく、そういったことの根幹にあるのが子供たちの教育の場だというふうに思うんです。それを行革の名のもとになくしてしまうということになれば、集落そのものがなくなっていくということにつながるのではないのでしょうか。

子供たちが少なくなったというのであれば、やはりそこに子供たちを呼び寄せる方法を何とか考えてみる。例えば市内の幼稚園とか保育園の子供たちをかわるがわる呼んで交流をさせるとか、また小学校であればほかの町でやっていますけれども、山村留学というようなことをやって、都会から子供たちを留学させて受け入れる、そんなことをやっているところもありますけれども、そうすることによってその地域の子供たちが刺激をされて、非常に活発に生き生きと行動するようになる、そういうことを聞いております。

ですから、少なくなったから消していくというのではなくて、そういう少なくなったところに人を引き寄せる、そういったことを考えてみる。そういう発想を転換するようなことができないのかというふうに思うんです。そうして発想を転換することによって、いろいろな可能性が見えてくるというふうに思うんです。

今、ごみごみした都会で子育てをするよりも自然の豊かなところで、人情味の厚いところで子育てをしたい

というふうに考えている人が多くなっていると思います。ですから、山形県の寒河江市というところに行けば、どんなところに行ってもその地域に小学校があり、幼稚園があり、そして学童保育所もあるんだというようなことになれば、そこには移り住んでくる人もふえてくるだろうというふうに思いますし、また定住する人もふえるだろうというふうに思うんです。ですから、こういうことが話題になればいろいろな人が寒河江市に入ってくるのではないかと、そういう非常に明るい展望が持てるのではないかとというふうに思うんです。

ですから、そういうまちづくり、そして地域づくりの根幹を成している教育行政、教育の施設というものは、やはり守り育てていかなければならないのではないかとというふうに私は考えているところです。

一番根幹となるものを削っていくという考え方、そういうものは発想を転換していく、そういう気持ちになれないかどうか、教育委員長にお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、30人学級ですけれども、教育委員長の答弁では県知事がそういうことを言ったというけれども、はっきりした文書も何も来ていないから答えることはできないというようなお考えだったというふうに思いますけれども、30人学級にしていくということは私たちも議会でも請願が寄せられて、それを意見書として県にも国にも出していると。この30人学級はだれもが望んでいることだというふうに思います。ですから、これは雇用対策として知事が言い出したんだということではありますけれども、雇用対策ももちろん働く人がふえることは望ましいことではありますが、子供たちにとってもまた非常に助かることだというふうに私は考えているところです。

今、いじめとか不登校とか、また勉強についていけない子供たちが多くなっているという現状の中で、そういうことが実現すれば非常に子供たちの学習力もつきますし、また先生方も教える側の立場に立ってみれば非常に目が行き届いていい授業が、学習ができるのではないかとというふうに思うんですけれども、事務的なことでなくて、教育委員長の30人学級に対する考え方をもう一度お聞きをしたいというふうに思います。

9月4日の新聞報道によりますと、県の教育委員会が2003年度から教員を30人学級に対応できるような教員採用を順次していくというような段取りをしているようです。30人学級にしましても、すべての学級を30人にするという考え方ではなくて、やはり31人の学級1学級しかないというようなところでは、それを分ければ15人、16人という少人数になってしまうので、そういうことではなくて、例えば33名のクラスが2クラスあったというふうになれば、それを3クラスに分けて二十数名のクラスにしていくというような弾力的な取り組みをやっていくというような方針が出ていたようです。ですからそういうふうな考え方で順次進められていくのではないかとというふうに思いますけれども、やはりそういうことに対する取り組みなんかも寒河江市の方でも考えていかなければならないのではないかとというふうに思います。それについてどのように考えていらっしゃるかお伺いします。

それから、寒河江市のやまびこプランの加配のお話のことを報告いただきましたけれども、小学校、寒小2の中部3、それから南部、高松、そういったところが1名ずつというようなことでありましたけれども、一番大変なのは中学校の状況ではないかとというふうに思うんです。中学校は非常に多人数学級になっているようですね。陵東中が2年生が全クラス36名、それから陵南中は1年生2クラスが40人ずつ、そして4クラスが39人ずつというふうなことになるようですね。これに対する加配が陵南は3名に陵東、陵西が1名ずつというふうなことになっていますけれども、やはり多人数の学級があるところは非常に大変な思いをしなければならぬのではないかとというふうに思うんです。ですから、県のこのプラン、そして30人学級、2003年からだんだん進めていくと言われる30人学級、これを待つまでもなくやはり寒河江市独自でもこの加配のことを考えていくべきではないかとというふうに思いますけれども、それに対するお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 学童保育所のことでございますが、5 日制になるということで全く画期的なことだろうと思いますし、ゆとり教育をどのようにこれを活かしていくかというのは教育委員会やら P T A 関係やら各種団体、地域でいろいろ考えなければならない問題だろうと、このように思っております。

そういう中でこの学童保育所に関しましては、先ほど答弁申し上げましたとおり運営委員会に検討させてもらっておりまして、近くその検討結果をちょうだいすることになっておりますので、それらを受けて考えてまいりたいと思っております。

それから、基準額の見直し、先ほど答弁申し上げましたけれども、今までですと土曜日だけを考えて見ますれば 10.5 時間でございますが、それが倍になりますから 21 時間と、こうなるわけでございまして、その辺のことにつきましては基準額の見直しということも考えられるということでございます。

それから、運営委員会のことの問題でございまして、これは採用から勤務条件の決定まで、これは運営委員会がやっているわけでございまして、それぞれの独自性を持って、それなりに運営なされておるわけでございます。市といたしましては相談とか指導というものを、これは預かっておりますし、これはしないということではございません。当然指導、相談には乗っていくという考え方でございますけれども、運営の独自性というものはやはり最終の決定権というものは運営委員会にあるわけでございますので、それらの意思というものは尊重してまいっていかなくてはならないと、このように思っております。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 幼児学級について、行革という立場からどんどん廃止していくのではないかというふうなことの御質問がございましたが、私が先ほど述べましたのはそういうことではなくて、いわゆる教育的な立場から今度は田代も幸生の方も何年かすると四、五名になるわけです、両方合わせて。半分半分にしても男 2 人、女 2 人なんていうふうなことにもなるわけです。あるいは学年として見たときには男 1 人、女 1 人なんていうこともあり得るわけです。そういうようなことで人間的ないろいろな資質を磨いていく場合に、そういうふうな中での教育ではいいのかどうかというふうなことを考えた場合には、やはりもう少し大きな集団の中で切磋琢磨しながらいろいろな人と交流していった方がいいのではないかというふうな教育委員会の中でのお話でございました。

それから、もう一つの観点は、今のいろいろなことを支援していくというふうな立場から、保育日数とか時間とかもだんだんと長くなっているわけですが、今学校に準じて開放している幼児学級では 190 日きりできないわけです。保育時間も非常に限られていると、こういうふうなものを解消しないと、本当に保護者のいろいろな面から支援していくということにはならないのではないかと、そういうふうなことから、その二つから、大きな理由は。

それから、これから幼児学級というものを保育所というか、そういうふうなものに切りかえていくというふうにした方がいいのではないかというふうな教育委員会の考え方があります。

それからもう一つ、他からいろいろ入れるというのがいいのではないかと佐藤議員はおっしゃいましたけれども、今教育委員会としても小学校なんかは割合少ない学校の方に他校かも入れるようなことはできないかというようなことで、いろいろ話し合いはしております。そういう段階であります。

それから、30 人学級についてであります。やまびこプランその他でいろいろ研究もしておりますので、教育長中心に研究しておりますので、教育長の方から御答弁お願いしたいと思います。

以上です。

佐藤 清議長 教育長。

保科弘治教育長 30 人程度の少人数による学級編制あるいは授業が可能になるようにというようなことは、基本的には大変いい考え方なわけですが、現在のところ、寒河江市では今までの第 6 次定数改善、それから第 7 次定数改善というような形で、いわゆるやまびこプランの講師でなくて本務教員をいただくように、校長会を通じて非常に教育委員会の方でもお願いをしまして、学校の教員を定数にプラスしていただいた先生をどういうふうに活用していくかということ、学校としてこう考えるというような決意というか、熱意があらわれるような文書なんかも作成してもらって、それを教育事務所、そして県の方で見ていただいて、熱意のあるところに少しでも加配ができるような配慮をするというような形で、寒河江市では大変ほかと比較してなんていうとちょっとおかしいんですが、いい先生方をいただいているというようなところで今教育活動で一生懸命取り組んでもらっているというふうな状況でございます。

あとちょっと、委員長答弁の中でももう少し具体的に申し上げたいわけですが、平成 2 年に出た幼児教育の指針のときは、その先の子供の数というのはゼロ歳児何人いるか、それから 1 歳児、2 歳児、3 歳児は何人いるかという、4 年先のことしか読めなかったわけです。その数字によりますと何とか平成 2 年度の現状を維持するような、そういっても相当少なくなるんです。ちょっと具体的に申し上げます。

醍醐ですと平成 2 年が 32 名だったのが、4 年後が 21 名、それから幸生が 16 名だったのが平成 6 年度が 10 名、それから田代が平成 2 年度が 8 名だったのが、これはほとんど変わりません、11 名です。それから三泉が 39 人入級しておったのがそれが 31 人と。四つの幼児学級総体では 95 人も席を置いておったと。ところが 4 年後には 73 名、さらにその 4 年後、つまり平成 10 年度には総体で 49 名、少ないところではもう幸生が 3 名、田代が 5 名というふうな人数になってきていると。これでは集団活動が成り立たないという現実を私たちは放っておくわけにはいかないのではないかというふうなこと。

しかも幼児学級は学校の開校日数に準じてやるわけですから、平成 3 年までは週体制とられておりませんので 240 日開校していました。保育所は 300 日ですが、それがずっと今度第 2、第 4 土曜日休みということになってきたわけですが、そこまでは、つまり平成 13 年度までは学校によって若干違いますが 210 日前後、ところが今度 14 年度、学校 5 日制完全実施ということになれば 190 日までに減っていくというふうなことから、これはまさに子育てと仕事の両立支援という形からしたら非常にニーズにこたえられるものではないというふうなことで、教育委員会では平成 8 年度ころから真剣に事実をきちんと直視した中で、教育的な配慮をして、どういうふうな結論を出すかということ、時間をかけて討議してきてやったわけでございます。

したがって、あの当時の数字の読みと現実が非常に違ってきておった、違ってきてしまったと。これは全国的な少子化傾向といえればそれまでなんですが、そういうふうな現実を直視して慎重に審議した結果、こういうふうな結論に至ったというふうなことでございますので、行革先行というのではなくて、やはり考え方が優先したというふうに私は思っております。

以上、補足しておきます。

佐藤 清議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 先ほどの幸生の地域から出されている幼児学級をなくさないでほしいという陳情書に対して教育委員長はどのように考えるかという御質問をしたのですが、それに対する答弁はありませんでした。

今、教育長のお話を聞きますと、行革として先に考えたのではなくて、教育の将来的なあり方を考えてこういふふうにやった方がいいという方針のもとに廃止をするのだというような説明でしたけれども、やはりそういうふうなことであっても、住民の意思というものは最大限尊重しなければならないものであるというふうには私に考えているところです。

今までのやり方なんですけれども、いろいろなことを行政側ではやってきたわけなんですけれども、ある方向を決定してその方向に持っていかうとするときには、必ず住民とのコンセンサスを得てというようなことを言っているわけなんですけれども、やはり形はそういうふうに住民との話し合いをするというふうになっていきますけれども、やはりそれはいつの場合もそのような気がするんですけれども、住民は言いっ放し、行政側は聞きっ放しというような状況になっているのではないかと思います。

住民の中にはいろいろな思っていることがあっても、それを「どうせ行政の言っていることは私たちが何ぼ言っても通らないんだ」というようなことであきらめてしまうということが多いのではないかというふう思うわけです。ですからもやもやとしたものを抱えながらしょうがないかということで、それに従ってしまうということが多いというふう思うんですけれども、でも住民は決してそのことで納得をしているということではないわけです。

ですから、白岩出張所廃止のときなんかもそうでしたけれども、いろいろ住民からの要望とか廃止に対する反対の声なんかもありましたけれども、それを説明をしたんだからというような形で強引に進めていったという今までの経過もあるわけです。

ですから、行政側は住民のためにやるんだということを口実にしていますけれども、やはり少数意見というのは、強引に進められれば少数意見とか反対意見というものは抹殺されてしまうわけです。ですから、本当に住民の立場に立って考えるのであれば、その人たちが言っていることをどのようにすれば、いい方向にかなえていけるのかということを経験したやり方をやっていただきたいというふう思うんです。決して強引な進め方をしない、そういうことを約束していただきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほどの 2 問の中で訂正させていただきます。

土曜日を 10.5 日と言ったはずでございますけれども、あれは 10.5 時間でございます、今度週 5 日制になれば 21 時間と、時間を日に間違えたようでございますので、訂正させていただきます。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉慎一教育委員長 おもらいしました陳情書についてどう受けとめているかというふうなことでありますけれども、私たちはこの陳情書に対しては重く受けとめております。

そして、これからもこれを真摯に受けとめながら、これからも我々の考え方、それを話し合いながら御理解していただくように努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

## 高橋勝文議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 9 番について、11 番高橋勝文議員。

〔11 番 高橋勝文議員 登壇〕

高橋勝文議員 通告番号 9 番、産業廃棄物処理農業用使用済みプラスチックリサイクルについて質問をいたします。

市長の前向きのお答えをまずもってお願い申し上げます。

昔は、農業はごみの排出されない産業と言われました。すべてが土に還元され土壌の肥沃度向上に結びつけられました。しかしながら、科学技術の発達と農業技術の研究開発などによって、農産物の周年栽培や全天候型栽培が振興拡大され、現在ではごみ産業廃棄物を生み出す産業と変わってきております。ごみ産業廃棄物の主なるものは周年栽培や全天候型栽培に不可欠のプラスチック類であります。人間の知恵によって作り出された近代農業の源ともなっているプラスチック類は、使用済みの結果は人間の生命をむしばむ、または未来永劫不朽の状態になっている現状であります。

20 世紀は戦いの時代と言われ、21 世紀は環境の時代と言われております。美しい自然環境を守り、大切な資源を上手に使い、循環型社会を形成するためにはエンドレスリサイクルを可能な限り目指すべきものと考えます。

園芸用使用済みプラスチックの処理につきましては、昭和 58 年、「園芸用廃プラスチック適正処理方針」が制定されました。平成 7 年度に「園芸用使用済みプラスチックの適正処理に関する基本方針」が出されました。この基本方針は前の処理方針を全面的に見直した内容でありまして、一つは資源という考え方を基本に据えまして、二つ目は廃プラスチックを使用済みプラスチックにかえ、三つ目は適正処理はリサイクルを基本としております。

平成 12 年 5 月、国におきまして「循環型社会形成推進基本法」が制定され、天然資源の消費抑制と環境への負荷をできる限り軽減する循環型社会の形成に向け、これを国民全体で取り組もうとしております。その中で処理の優先順位を初めて法定化し、1 番、発生抑制、2 番に再使用、3 番目に再生利用、4 番目に熱回収、5 番目に適正処分の順といたしました。

また、排出者責任の徹底のための規制などの措置及び拡大生産者責任、再生品の使用の促進などについての国の施策を明示いたしました。

本県における農業用フィルム等の保温資材の金額は、農水省経済局総合農協統計表平成 10 年度におきましては、約 40 億円と推計されております。現在、農業用使用済みプラスチックの処理につきましては、県下一斉に地方事務所、普及所、市町村の農林課、そして農業委員会、農業共済組合、生産者組織、そして J A などで組織する適正化処理推進協議会において共同回収が本格的に進められております。せっかく回収いたしましてもリサイクルには結びつかず、環境保全、資源の有効活用という観点から問題点を多く残してまいりました。

リサイクル率は全国的に西高東低と言われております。四国の高知県では 98% と高い比率になっております。県内では置賜地区は高いものの、県全体としましてはリサイクルは 5% と低く、当市及び西村山地区全体としましてはリサイクル率はゼロで、回収された使用済みプラスチックはすべて埋め立て処理が昨年までの実態でありました。

現在、農産物の流通で生協を初め、消費者の目はその品物の安全性について注視されてまいりましたが、昨今の中ではその品物を生産する過程の生産資材、例えば農薬や除草剤、肥料などばかりではなくすべての生産資材、例えば使用済みプラスチックなどがいかに適正に処理されているかを確認した上での取り引きとなっております。廃棄物の処理がいかになされているかによって産地としての信用が付加され、農産物の価格形成の

要因ともなっておる現状であります。

ネックとなっておりました農業用使用済みプラスチックの中間処理施設等も東北地方にも近年整備されてまいりました。リサイクル、中でもマテリアルリサイクルは農業経営面におきましても有効に還流されるものと思われまます。現段階における農業用使用済みプラスチックのリサイクル化の取り組みは、県内においてスタートを切ったばかりであります。こうした試みを軌道に乗せるために、本市における農業用使用済みプラスチックの大宗を占めるポリエチレンについて市民が日常使用しておりますごみ袋に再生し、利用する考え方があるか、また将来、農業用使用済みプラスチック全量をリサイクルに回したいという生産者及び組織の意向を、行政挙げて取り組む考え方があるのか否かを市長にお伺いをいたします。

以上で第1問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答え申し上げます。

産業廃棄物に関する適正処理の総合的な指針といたしまして、平成 13 年 3 月に第 5 次山形県産業廃棄物処理計画が策定されました。この計画の基本方針として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会、いわゆる資源循環型社会の構築を目指し、自然豊かな生活環境の保全を図り、かつ県民生活と産業活動の共生及び地域や他県との調和がうたわれております。

この計画の中で、山形県の主要産業の一つであります農林水産業については自然環境を活用し、環境との調和を基調とする産業であることから、法及び条例を遵守すること。それから紙マルチ、いわゆる紙でつくったシートや生分解フィルム、バクテリアで分解される素材など環境への負荷を低減させる資材の普及などにより、使用済みプラスチック排出量の減量化を推進しておると。そして、三つ目には、農業分野から排出される使用済みプラスチックはポリエチレンフィルムなど特定の材質のものが多いことからリサイクル処理への移行を図ること。

そして、回収につきましては、各市町村の農業用使用済みプラスチック適正処理推進協議会の回収ルートというものを整備いたしまして、回収率の向上に努めていくことなどの農業用使用済みプラスチックについての対策指針が示されております。

本市におきましては、御指摘のように平成 9 年に果樹や花栽培などの使用済みプラスチックを出す農業生産団体と農協により、寒河江市農業用使用済みプラスチック適正処理協議会が組織化されております。農業用使用済みプラスチック回収処理はこの適正処理協議会を中心に、各生産組織、農協が一体となり回収し、廃棄物処理業者に委託し処理を行ってきております。

このたび、御案内のように新聞報道等にもありましたが、寒河江市農業用使用済みプラスチック適正処理協議会とさがえ西村山農業協同組合では、農家から排出された農業用使用済みプラスチックを宮城県の再生処理原料加工業者に委託し、リサイクル処理するシステムを構築し、今年度から行うようになりました。今年度の処理数量は 110 トンぐらいを見込んでおると聞いております。また、全国農業協同組合連合会山形県本部が再生処理原料加工業者によって再資源化されたペレットを原料とする農業用資材等の再製品化として、肥料袋などの加工委託を行う計画もあると聞いております。

本市におきましては、清潔で美しいまちづくりを進め、心なごむ生活環境の形成を目指しており、事業活動、日常生活におけるごみの発生抑制とリサイクルの推進を図り、限りある資源を大切に、環境の負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の実現を目指しております。

今回の農業用使用済みプラスチックのリサイクルシステムは、資源の適正な管理と循環的な利用を構築する取り組みであるとともに、自然環境を保全し、農業の持続的な発展を図るためのシステムであり、本市の推進する循環型社会へ向けたものであると受けとめております。

これまで市におきましては、協議会が実施する農業用使用済みプラスチックの適正処理を支援してきております。平成 12 年度には協議会が実施した使用済みプラスチックの回収のための広報や収集に伴う人件費に要した経費の 3 分の 1 を県が助成しており、これにあわせて市でも県と同じ 3 分の 1 の支援を行ってきております。平成 13 年度、今年度におきましては適正処理を行っている農家の負担が大きいことから、市では使用済みプラスチックの処理料を対象として支援を行うことにいたしました。使用済みプラスチックの処理料の 3 分の 1 を助成する農業用使用済みプラスチック適正処理事業費補助制度というものを新設いたしまして、80 万円の予算措置をしております。これにより資源のリサイクル化が推進されるとともに、不適正処理の防止がより一層図られるものと考えております。

現在、日常使用しているごみ袋に、この農業用使用済みプラスチックの再生品を使用できないかという御意見でございますが、本市のごみ処理は、御案内のように1市3町で構成する西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンターで行っております。平成10年度のごみ処理有料化のときから、西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター証紙条例により定められました指定ごみ袋を使用することになっております。指定ごみ袋の規格等として必要な事項が、寒河江地区クリーンセンター指定ごみ袋の規格等に関する要綱に規定されております。その中で指定袋の種類別に材質、透明度、寸法の規格や印刷表示、印刷の色などの仕様内容が規定されております。

そんなことから、御質問の農業用使用済みプラスチックの再生品が、この指定ごみ袋の規格等に適合するものかどうか、例えば現行の分別収集の際に内容物を確認できる透明度の確保ができるか、袋の強度はどうなのかなど、収集運搬や処理工程の中で不都合はないか、また製造コストなど財政的な面からはどうなのかなど研究しなければならないことが数多くあると思われまます。今後これらのことについてクリーンセンター及び構成市町で検討、協議が進められると考えておるところでございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 高橋勝文議員。

高橋勝文議員 今、市長の方から前向きだというように理解するような答弁をもらってうれしく思っております。たださまざまな課題も何点もあるということも十分承知しております。

この件につきましては、4年くらい前だったと思いますけれども、サーマルリサイクルということでさまざま市当局の、それから関係する生産者、さらに組織などで議論されまして、結果的には処理しようとする候補地の住民等からのさまざまな合意形成が得られず、サーマルリサイクルについてはとんざした経過もあって、平成 13 年度から埋め立てだけでは今からの循環型社会に排出者としてどうもうまくないということで、リサイクル化の方向へ向けて今現在取り組んでおる中であります。

先ほど市長が言ったように発生抑制ということが一番だと思いますけれども、当市の農業の中で日本一のさくらんぼの里ということで今、花・緑・せせらぎということで市民挙げて運動しておる中で、特にさくらんぼにつきましては、被覆期間が非常に短いということです。場合によっては 2 週間くらいしか被覆期間がないということも実態であります。今言ったのは雨よけ栽培でありますけれども、そういう中で 2 年間使いますと透明度が非常に低下するということで、できる限り 1 年使用更新と、このような私も農協におった時代に言ってきた経過があります。野菜なども何ぼつくっても年 2 作が限界であります。

そういうことから発生抑制も十分生産者みずから考えておるとは思いますけれども、利便性とか、それから経済面からいきますと、どうしても現行の塩化ビニール、もしくはポリエチレンフィルム等が主流になってまいります。

当市において、本年度先ほど市長は 110 トンぐらいというような回収の数字を申し上げていた中でありますけれども、8 月 23 日現在では 93 トンぐらいだったと。そして、もう一回 11 月ごろに回収するんだと、このようなことで 8 月 23 日、私は東部共選所の方に使用済みのポリエチレンフィルムを持っていきました。生産者が出ておまして、本年からリサイクルするんだということで、生産者の組織の役員も 8 名ほど出合って、行くときにコンテナの方に積み込んでおりました。

埋め立てよりはやはりリサイクルするんだということになってきますと、集める人達もその熱意が違うということで、非常によい方向に進んでいるなど、このように私も感じてまいりました。キロ当たり 35 円で回収するんだと、少し足りないところはなんとかなるだろうということで組織、協議会の方も前向きに取り組んでおるようなことで、ダービーというようなスケールで検量をおったようでありまして、どこに持っていくんだというような話の中では、先ほど市長が言ったように仙台、宮城県の黒川地区の方に持っていった、このような話をおったようでありました。

リサイクルにつきましては、さまざま今日までも全国各地で取り入れられまして、例えば境界杭、それから肥料袋、それからビニールハウスなどに使われてきた中であります。再生になってまいりますと弾力性に欠けるというのが今までの通例でありました。そういうことでなかなか再生利用もスムーズな流れになっておらなかったことも現実でありまして、さらに今現在いろいろな部分で輸入等が入ってまいりまして、再生品の価格もバージン等と比較すると、さほど安くもないという流れに今現在なっております。

私は今、行政も官も民もでありますけれども、紙は大半がリサイクル紙になっております。最初使ったときはこんなごそごそする紙はだめだとか、少し色が黒ずんでいるとか、さまざまな課題があった中でありますけれども、さまざま外国の木材を日本で潰すなどと、新聞等の話題も出まして、大半が今リサイクル紙になっておる中であります。

私はいろいろなリサイクルの用途、用途あると思いますけれども、ごみ袋あたりに私は近い将来使えるようなことになるのではなかるうかなと、このように思っております。そのように見てまいりました。現在、確かに透明度等は欠けるとは思いますけれども、さまざまな開発されれば、1 市 3 町で使っておるごみの指定袋に大

体適合するようなものに私は開発されるであろうと、このように思っております。多少透明度はなくても使うような気持ちを1市4町の広域の理事長であります佐藤理事長から、佐藤市長から使うような方向をひとつ考えていただきたいと、このように思っております。

今日までは適正回収、適正処理するための支援等を行政含めましていろいろな組織でやってまいりました。本年度も80万円ほど予算化をしているということでもありますけれども、今後は排出者の責任もあります。今後は私はリサイクル化に向けた一つの指針というような、リサイクル化が可能になるための一つの取り組み、お金の支援ではなくてそういう取り組みの支援、これらを期待したいと、このように思っております。前向きのお答えと、このように私は理解しておりますので、以上で質問を終わります。

平成 13 年 9 月第 3 回定例会

散 会 午後 2 時 4 3 分

佐藤 清議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。